

平成 31 年度障害福祉施設・事業所団体説明会

平成 31 年 4 月 22 日 (月)
14 : 00～16 : 00 (13:30 開場)
神奈川県立青少年センター
紅葉坂ホール

次第

- 1 「神奈川県障がい者計画」改定について
- 2 予算説明 (障害福祉課、共生社会推進課再生グループ、がん・疾病対策課精神保健医療グループ)
- 3 実地指導結果等
 - (1) 平成 30 年度障害者総合支援法及び児童福祉法実地指導結果について
 - (2) 事故報告について
 - (3) 業務管理体制の整備に係る事項の届出について
- 4 情報提供
 - (1) 障害福祉課事業支援グループ
 - (2) 障害福祉課地域生活支援グループ
 - (3) 障害福祉課施設指導グループ
 - (4) 地域福祉課地域福祉グループ
 - (5) 地域福祉課調整グループ
 - (6) 共生社会推進課再生グループ
- 5 講演
行動制限の廃止に向けた取組みについて
(社会福祉法人育桜福祉会 障害者支援施設 桜の風施設長 佐野 良 氏)

「かながわ障がい者計画」改定について

1 改定の概要

(1) 改定の趣旨

平成26年3月に改定した「かながわ障害者計画（平成26年度～平成30年度）」について、計画期間が満了し、新たな計画を策定する必要があるため、国が示す「障害者基本計画」を参考とし、「ともに生きる社会かながわ憲章」の策定、津久井やまゆり園再生に向けた取組みとその全県展開等を踏まえ、「かながわ障害者計画」を改定した。

(2) 計画の位置付け

障害者基本法第11条第2項に基づく法定計画である「都道府県障害者計画」であり、障がいの自立及び社会参加の支援のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する、障がい者のための施策に関する基本的な計画とした。

なお、県の総合計画を補完する個別計画として位置付ける。

(3) 計画期間

2019年（平成31）年度から平成2023年度までの5年間

(4) 対象区域

県内全市町村

(5) 計画改定の考え方とポイント

ア 障がい者の意思決定支援の推進や、社会的障壁の除去等を基本的な方向として、国が平成29年度末に策定した「障害者基本計画（第4次）」の内容を参考とした。

イ ともに生きる社会かながわ憲章や津久井やまゆり園再生に向けた取組みとその全県展開を計画に反映させた。

ウ ともに生きる社会かながわの実現に向け、憲章に掲げた4つの柱に施策を体系づけた。

エ 実効性のある取組みを推進する観点から、新たに成果目標を設定した。

2 改定の概要

(1) かながわ障がい者計画について

ア 策定の背景

イ 障がい者数の推移

ウ かながわ障がい者計画の位置付け

エ 計画の対象期間

(2) 基本的な考え方

ア 基本理念と基本方針

イ 4つの柱と8つの分野別施策の考え方

(3) 分野別施策の基本的方向

ア すべての人のいのちを大切にす取組み

- (ア) すべての人の権利を守るしくみづくり
- (イ) とともに生きる社会を支える人づくり
- イ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
 - (ア) 意思決定支援の推進と地域生活移行の支援
 - (イ) 障がい者の地域生活を支える福祉・医療サービスの充実
- ウ 障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み
 - (ア) 社会参加への環境づくり
 - a 安全・安心な生活環境の整備
 - b 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
 - c 暮らしの安全と安心
 - d 行政等における配慮の充実
 - (イ) 雇用・就業、経済的自立の支援
- エ 憲章の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
 - (ア) 憲章の普及啓発及び心のバリアフリーの推進
 - (イ) 教育や文化芸術・スポーツにおける取組み
 - a 教育の振興
 - b 文化・芸術活動・スポーツ等の振興
- (4) 推進体制
 - ア 連携・協力の確保
 - イ 進行管理
- (5) 別表 かながわ障がい者計画関連成果目標

3 改定素案に係る県民意見募集（パブリック・コメント）の状況

(1) 意見募集期間

平成30年12月21日～平成31年1月21日

(2) 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧、関係団体等への周知

(3) 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、障がい当事者等関係団体へのヒアリング

(4) 提出された意見の概要

意見件数 157件

※ 改定した「かながわ障がい者計画」は、神奈川県ホームページで公開しています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/cnt/f5076/>

平成 31 年 度

当 初 予 算 の 概 要

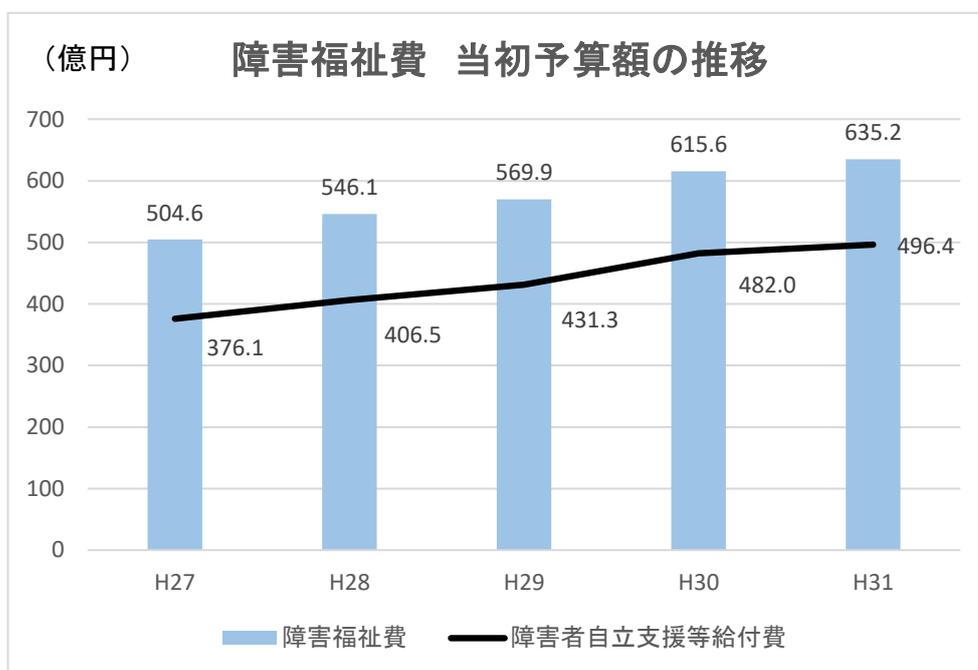
障 害 福 祉 課

平成31年度当初予算の概要（障害福祉課）

○ 平成31年度当初予算・平成30年度当初予算 比較表

（金額単位：千円）

	平成31年度 当初予算額 A	平成30年度 当初予算額 B	比較増減 A－B	増減率 A／B
障害福祉費 (障害福祉課)	63,525,208	61,560,126	1,965,082	103.2%



重点2 障がい・高齢福祉施策の推進

1 目的

誰もが住み慣れた地域でその人らしく暮らすことのできる地域社会を目指し、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及や、津久井やまゆり園の再生に向けた取組みを行うとともに、障がい児・者の障がい特性等に応じて、その生活を支えるサービスの充実を進める。

また、障がい児・者の社会参加や就労、障がいに対する理解促進に取り組むとともに、高齢者への適切な介護サービスの提供や総合的な認知症施策等を進める。

2 予算額 1,649億5,603万円

3 主な事業内容

区分	主な事業名及び事業概要	31年度当初予算額
	(1) ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及と津久井やまゆり園再生に向けた取組み	6億8,150万円
	ア ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組み	
一部新	① ともに生きる社会推進事業費 憲章の理念を県民に広く深く浸透させるため、市町村や団体、教育と連携を図り、県内各地域のイベントへの参加や学校での普及啓発を行う。また、ポータルサイトでの情報発信や、障がい者団体とイベント主催者とのマッチング等を行う。	4,252万円
	○ その他 共生社会実現フォーラム開催事業費など7事業	1億1,549万円
	イ 津久井やまゆり園再生に向けた取組み	
一部新	② 津久井やまゆり園千木良園舎（仮称）の再整備 安心して安全に生活できる場所を確保するため、津久井やまゆり園千木良園舎（仮称）（相模原市緑区千木良）について、実施設計、建替工事及び改修工事を行う。	3億9,600万円
新	③ 津久井やまゆり園芹が谷園舎（仮称）整備維持管理費 安心して安全に生活できる場所を確保するため、津久井やまゆり園芹が谷園舎（仮称）（横浜市港南区芹が谷）について、民間活力を活用した建替工事を行う。	4,268万円
	④ 津久井やまゆり園利用者の意思決定支援 津久井やまゆり園利用者の意思決定支援のため、意思決定支援専門アドバイザーの派遣を行うとともに、意思決定支援に係るマニュアルや支援体制の整備を行う。	4,472万円
	⑤ 津久井やまゆり園利用者の地域移行支援 意思決定支援に基づく津久井やまゆり園利用者の地域生活移行を支援するため、地域移行支援従事者の配置に対して補助するとともに、利用者を受け入れるグループホームの施設整備や運営面でのバックアップ、基準を超える手厚い職員配置に対して補助する。	2,432万円
	○ その他 津久井やまゆり園建替工事の推進に係る各種調査	1,574万円
	(2) 障がい者施策の推進	637億7,195万円
	ア 障がい児・者の生活を支えるサービスの充実	
	⑥ 意思決定支援の普及啓発と相談支援体制の強化 意思決定支援の普及啓発のため、障がい者の家族や施設職員を対象に出前講座を実施するとともに、相談支援体制の強化のため、相談支援事業所に対する補助や、相談支援専門員の人材確保及び資質向上に向けた研修を行う。	5,196万円
一部新	⑦ 医療的ケア児に対する支援の充実 保育のため、看護師等の医療的ケア児サポーターの雇用を支援する市町村（政令市・中核市を除く）に対して補助する。また、医療的ケア児に対する支援の充実を図るため、支援の総合調整を担うコーディネーター等の養成研修や医療的ケア児の実態調査を行う。	1,991万円
	⑧ 地域生活移行に向けた支援 障がい者の地域生活移行を支援するため、グループホームを対象に、運営面での支援や体験利用及び県立施設入所者の受入れに係る手厚い職員配置に対して補助する。	2,591万円
	⑨ 障害者自立支援等給付費 障がい児・者が自立した生活を営むことができるよう支援するため、障害者総合支援法等に基づき、市町村が支弁する障がい福祉サービス等に要する費用を負担する。	496億4,048万円
	○ その他 重度障害者医療給付事業費補助など51事業	131億8,690万円

区分	主な事業名及び事業概要	31年度当初予算額
	イ 障がい児・者の社会参加や障がいに対する理解の促進	
新	⑩ 盲ろう者支援事業 視覚と聴覚の両方に障がいのある盲ろう者の自立と社会参加を推進するため、盲ろう者支援センター（仮称）を設置し、盲ろう者を対象とする相談及び盲ろう者通訳・介助員の質の向上に向けた研修の充実を行う。	1,234万円
	⑪ 障害者理解促進事業 障がい者への差別を解消するため、障がいを理由とする差別の相談を受け付ける相談窓口を設置するとともに、障がいに対する理解促進に向け、内部障がい等の方を対象としたヘルプマークの普及啓発や企業等における心のバリアフリー推進員の養成等を行う。	1,037万円
	○ その他 神奈川県ライトセンター指定管理費など8事業	4億8,507万円
	ウ 障がい者の就労の促進	
一部新	⑫ 障害者雇用対策費 中小企業における障がい者雇用を促進するため、中小企業を個別訪問し、情報提供や出前講座等の支援を実施する。また、フォーラムや企業交流会に加え、新たに障がい者が働く現場の見学会を開催するほか、障がい者雇用のためのガイドブックを作成する。	2,791万円
	○ その他 障害者就業・生活支援センター事業費など10事業	3億1,107万円
	(3) 高齢者支援施策の推進	1,005億1,294万円
	ア 介護保険サービス等の適切な提供に関する事業	
	⑬ 介護給付費負担金 介護保険制度の円滑な運営を図るため、介護保険法に基づき市町村が行う介護給付、予防給付及び介護保険料の軽減措置並びに地域支援事業に要する経費の一部を負担する。	930億6,311万円
	○ その他 介護ロボット普及推進事業費など16事業	2億6,231万円
	イ 介護施設等の整備に関する事業	
	⑭ 介護施設等の整備 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護事業所等の整備に対して補助する。	64億 966万円
	ウ 介護従事者の確保等に関する事業	
新	⑮ 外国人留学生介護分野受入環境整備事業費 外国人留学生が介護福祉士の資格を取得し、県内で介護業務に就労することを支援するため、新たに、留学生と受入介護施設等とのマッチング事業を行う。また、介護施設等が受け入れた留学生に給付する学費や住居費等に対して補助する。	4,929万円
一部新	⑯ 介護未経験者参入促進事業費 福祉・介護人材の参入を促進するため、介護分野での就労未経験者を対象に初任者研修等を行うとともに、介護サービス事業所等への就労までを一貫して支援する。また、退職を控えたアクティブシニア層を対象に、介護分野での就労に関する出張説明会等を行う。	1億 383万円
	○ その他 地域包括ケア推進事業費など18事業	5億3,259万円
	エ 認知症の人や家族などに対する支援事業	
	⑰ 認知症疾患医療センター運営事業費 地域における認知症疾患の保健医療水準の向上のため、認知症の専門的医療を提供するとともに、医療と介護の連携の核となる認知症疾患医療センターの運営を行う。	1,810万円
	○ その他 若年性認知症対策総合推進事業費など8事業	7,401万円
	合 計	1,649億5,603万円

備考 (2)の計637億7,195万円のうち、(1)との重複(1,037万円)を除いた額は637億6,158万円

問合せ先			
【①～⑤】	福祉子どもみらい局福祉部共生社会推進担当部長兼 共生社会推進課長	柏崎	電話 045-285-0771
【⑥、⑦、⑨～⑪】	福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課 課長	水町	電話 045-210-4700
【⑦医療的ケア児サポーターについて】	福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課長	徳永	電話 045-210-4660
【⑧】	福祉子どもみらい局福祉部 障害サービス担当課長	大澤	電話 045-210-4702
【⑫】	産業労働局労働部雇用対策課 課長	椎野	電話 045-210-5860
【⑬、⑭、⑰】	福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課 課長	板橋	電話 045-210-4830
【⑮、⑯】	福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課 課長	田熊	電話 045-210-4740

I 障がい児・者が地域で安心して暮らせるしくみづくり

1 目的

誰もが住み慣れた地域でその人らしく暮らすことのできる地域社会を目指し、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及や、津久井やまゆり園の再生に向けた取組みを行うとともに、障がい児・者の障がい特性等に応じて、その生活を支えるサービスの充実を進める。

また、障がい児・者の社会参加や就労、障がいに対する理解促進に取り組む。

2 予算額 644億4,308万円

3 主な事業内容

区分	主な事業名及び事業概要	31年度当初予算額
(1)	ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及と津久井やまゆり園再生に向けた取組み	6億8,150万円
	ア ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組み	
一部新	① ともに生きる社会推進事業費 憲章の理念を県民に広く深く浸透させるため、市町村や団体、教育と連携を図り、県内各地域のイベントへの参加や学校での普及啓発を行う。また、ポータルサイトでの情報発信や、障がい者団体とイベント主催者とのマッチング等を行う。	4,252万円
	○ その他 共生社会実現フォーラム開催事業費など7事業	1億1,549万円
	イ 津久井やまゆり園再生に向けた取組み	
一部新	② 津久井やまゆり園千木良園舎（仮称）の再整備 安心して安全に生活できる場所を確保するため、津久井やまゆり園千木良園舎（仮称）（相模原市緑区千木良）について、実施設計、建替工事及び改修工事を行う。	3億9,600万円
新	③ 津久井やまゆり園芹が谷園舎（仮称）整備維持管理費 安心して安全に生活できる場所を確保するため、津久井やまゆり園芹が谷園舎（仮称）（横浜市港南区芹が谷）について、民間活力を活用した建替工事を行う。	4,268万円
	④ 津久井やまゆり園利用者の意思決定支援 津久井やまゆり園利用者の意思決定支援のため、意思決定支援専門アドバイザーの派遣を行うとともに、意思決定支援に係るマニュアルや支援体制の整備を行う。	4,472万円
	⑤ 津久井やまゆり園利用者の地域移行支援 意思決定支援に基づく津久井やまゆり園利用者の地域生活移行を支援するため、地域移行支援従事者の配置に対して補助するとともに、利用者を受け入れるグループホームの施設整備や運営面でのバックアップ、基準を超える手厚い職員配置に対して補助する。	2,432万円
	○ その他 津久井やまゆり園建替工事の推進に係る各種調査	1,574万円
(2)	障がい児・者の生活を支えるサービスの充実	629億3,155万円
	ア 障害福祉サービス等の提供に係る体制の整備	
	⑥ 意思決定支援の普及啓発と相談支援体制の強化 意思決定支援の普及啓発のため、障がい者の家族や施設職員を対象に出前講座を実施するとともに、相談支援体制の強化のため、複数の相談支援専門員を配置する事業所に対して補助する。	1,272万円
	⑦ 地域生活移行に向けた支援 障がい者の地域生活移行を支援するため、グループホームを対象に、運営面での支援や体験利用及び県立施設入所者の受入れに係る手厚い職員配置に対して補助する。	2,591万円
一部新	⑧ 医療的ケア児に対する支援の充実 保育のため、看護師などの医療的ケア児サポーターの雇用を支援する市町村（政令市・中核市を除く）に対して補助する。また、医療的ケア児に対する支援の充実を図るため、医療的ケア児の実態調査を行う。	1,791万円
	⑨ 民間障害福祉施設整備費補助 障がい者の地域生活の維持、継続を図るとともに、地域生活移行を促進するため、重度障がい者にも対応する日中活動の場及び住まいの場を新たに整備する事業者に対して補助する。	4,596万円

区分	主な事業名及び事業概要	31年度当初予算額
	⑩ 障害者グループホーム等サポートセンター事業費 グループホーム等の設置、利用を促進するため、法人等に対しグループホーム等の設置や運営に関する助言等を行う。	207万円
	⑪ 民間障害児施設入所児移行支援促進事業費補助 障がい児施設に入所している18歳を超えた加齢児の成人サービスへの円滑な移行を図るため、移行支援に必要な成人サービスの体験利用や関係機関との会議の開催に要する経費に対して補助する。	181万円
	⑫ 障害者自立支援等給付費 障がい児・者が自立した生活を営むことができるよう支援するため、障害者総合支援法等に基づき、市町村が支弁する障がい福祉サービス等に要する費用を負担する。	496億4,048万円
	○ その他 障害福祉サービス地域ネットワーク強化事業費など7事業	1億2,913万円
イ 障害福祉サービス等に従事する者の確保及び質の向上		
	⑬ 相談支援従事者等養成・確保推進事業費 相談支援従事者等のさらなる質の向上や専門性の強化を図るため、相談支援専門員を対象とした専門的な研修を実施する。	1,180万円
	⑭ 医療的ケア児等コーディネーター等研修事業費 医療的ケアを要する障がい児等の支援人材を養成するため、支援従事者や支援の総合調整を担うコーディネーターの養成研修を実施する。	200万円
	⑮ 障害者虐待防止・権利擁護推進事業費 障がい者虐待の未然防止や迅速な対応を図るため、障がい者虐待防止の拠点となる障害者権利擁護センターにおいて相談を受けるとともに、虐待防止の研修を行う。	637万円
	⑯ 喀痰吸引等研修事業費 たんの吸引等の医療的ケアを行う介護職員等を養成するため、喀痰吸引等研修や、研修の指導に当たる看護職員に対する伝達講習、介護職員等のフォローアップ研修を行う。	991万円
	⑰ 精神障害者ホームヘルパー研修事業費 精神障がい者の居宅介護支援に従事する人材の確保及びサービスの質の向上を図るため精神障がい者の特性を理解したホームヘルパーの養成研修及び現任者研修を行う。	226万円
	⑱ 重度重複障害者等支援看護師養成研修事業費 障がい者の医療環境等の充実を図るため、重症心身障害児者施設等の看護師に対する専門研修を行うとともに、看護学生や看護師等を対象に、福祉現場における看護に関する普及啓発研修を行う。	155万円
ウ 地域で生活する障がい児・者を支える社会環境の整備		
	⑲ 重度障害者医療給付事業費補助 重度障がい者の健康の保持及び増進を図るため、重度障がい者の医療費助成を行う市町村に対して補助する。	48億 904万円
	⑳ 障害者地域生活支援事業費補助 障がい者の自立した生活を支援するため、ストーマ装具等を支給する日常生活用具給付等事業や外出時に付き添い等の支援を行う移動支援事業等の地域生活支援事業を実施する市町村に対して補助する。	18億 326万円
	㉑ 障害者地域生活支援事業費 障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援するため、広域的、専門的な観点から、発達障害者支援センターの運営などの専門性の高い相談支援事業等を行う。	2億4,456万円
	㉒ 障害者地域生活支援関連事業費補助 地域の実情に応じた障がい者の地域生活支援を推進するため、グループホームの設置及び運営に対する補助や地域活動支援センターの事業に対する補助など、市町村（政令市を除く）が実施する障がい者の地域生活支援関連事業に対して補助する。	6億3,000万円
	㉓ 在宅重度障害者等手当支給費 障がい者福祉の増進を図るため、在宅の重度障がい者等に対し手当を支給する。	5億7,912万円
	㉔ 心身障害者扶養共済制度実施費 障がい者の将来に対する経済的な不安を軽減するため、保護者が死亡した場合などに、障がい者に年金を支給する。	4億8,088万円
	㉕ 医療型短期入所事業所開設促進事業費 重症心身障がい児・者等が在宅で安心した生活を送ることができるよう支援するため、医療機関や介護老人保健施設による医療型短期入所事業所の開設支援を行う。	758万円
	○ その他 障害児施設等措置費など18事業	20億7,593万円

区分	主な事業名及び事業概要	31年度当初予算額
エ	県立施設の維持運営費等	
	⑳ 県立障害福祉施設維持運営費等 県立障害福祉施設等の維持運営等に係る経費	23億9,122万円
(3)	障がい児・者の社会参加や就労、障がいに対する理解の促進	8億4,040万円
ア	社会参加や就労に対する支援	
新	㉑ 盲ろう者支援事業費 視覚と聴覚の両方に障がいのある盲ろう者の自立と社会参加を推進するため、盲ろう者支援センター（仮称）を設置し、盲ろう者を対象とする相談及び盲ろう者通訳・介助員の質の向上に向けた研修の充実を行う。	1,234万円
	㉒ 神奈川県ライトセンター指定管理費 視覚障がい者の社会参加を促進するため、点字、録音図書等の貸出しやスポーツ振興事業等を行うとともに、視覚障がい者に対するボランティア活動を振興する。	2億9,081万円
	㉓ 神奈川県聴覚障害者福祉センター指定管理費 聴覚障がい者の社会参加を促進するため、字幕入りビデオ等の貸出しや各種情報提供を行うとともに、聴覚障がい者に対するボランティア活動を振興する。	1億4,622万円
新	㉔ 障害者雇用対策費 中小企業における障がい者雇用を促進するため、中小企業を個別訪問し、情報提供や出前講座等の支援を実施する。また、障がい者雇用促進に向けたフォーラムや中小企業における雇用事例の紹介等を行う企業交流会に加え、新たに障がい者が働く現場の見学会を開催するほか、障がい者雇用のためのガイドブックを作成する。	2,791万円
	○ その他 障害者就業・生活支援センター事業費など13事業	3億5,274万円
イ	障がい及び障がい児・者に対する理解の促進	
	㉕ 障害者理解促進事業費 障がい者への差別を解消するため、障がいを理由とする差別の相談を受け付ける相談窓口を設置するとともに、障がいに対する理解促進に向け、内部障がい等の方を対象としたヘルプマークの普及啓発や企業等における心のバリアフリー推進員の養成等を行う。	1,037万円
	合 計	644億4,308万円

備考 (3)の計8億4,040万円のうち、(1)との重複(1,037万円)を除いた額は8億3,003万円

問合せ先				
【①～⑤】	福祉子どもみらい局福祉部共生社会推進担当部長兼 共生社会推進課長	柏崎	電話	045-285-0771
【⑥、⑧、⑫～⑰、⑲～⑳、㉑～㉓、㉕】	福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	課長	水町	電話 045-210-4700
【⑦、⑨～⑪、⑱、㉔、㉖】	福祉子どもみらい局福祉部	障害サービス担当課長	大澤	電話 045-210-4702
【⑧医療的ケア児サポーターについて】	福祉子どもみらい局子どもみらい部	次世代育成課課長	徳永	電話 045-210-4660
【㉔】	産業労働局労働部雇用対策課	課長	椎野	電話 045-210-5860

平成31年度当初予算の概要（障害福祉課）

1 平成31年度当初予算・平成30年度当初予算 比較表

（単位：千円）

	平成31年度 当初予算額 A	平成30年度 当初予算額B	比較増減額 A-B	増減率 A/B	財 源 内 訳		
					国庫支出金	その他	一般財源
福祉子ども みらい局	345,402,171	323,296,908	22,105,263	106.8%	34,841,734	13,581,930	296,978,507
障害福祉費	64,094,052	62,499,889	1,594,163	102.6%	3,418,564	1,447,186	59,228,302
(障害福祉課)	63,525,208	61,560,126	1,965,082	103.2%	3,418,564	1,055,186	59,051,458

2 事業別予算額

（単位：千円）

項	目	事業	所管課		細事業	31年度 当初予算額	30年度 当初予算額	比較増減	
障害福祉費	障害福祉総務費	障害者自立支援等給付費	障害福祉課	1-1	障害福祉サービス費等負担金	32,632,838	31,403,986	1,228,852	
				1-2	障害者自立支援医療費負担金(更生医療)	2,863,583	2,764,805	98,778	
				1-3	障害者自立支援医療費負担金(精神通院医療)	4,980,473	4,911,292	69,181	
				1-4	障害者療養介護医療費負担金	206,348	205,965	383	
				1-5	障害者補装具購入費等負担金	481,657	461,172	20,485	
				1-6	相談支援給付費等負担金	258,261	429,848	△ 171,587	
				1-7	障害児通所給付費負担金	8,217,329	8,030,904	186,425	
					計	49,640,489	48,207,972	1,432,517	
			障害福祉諸費	障害福祉課	2	障害福祉推進費	18,052	17,851	201
		3			障害福祉施設等危機管理対策事業費	409	1,027	△ 618	
		4			障害者団体育成費	1,128	1,128	-	
		5			障害サービス推進費	1,390	1,419	△ 29	
					計	20,979	21,425	△ 446	
			障害福祉施設指定管理費	障害福祉課	6	障害福祉施設指定管理費	1,800,594	1,779,152	21,442
			軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助	障害福祉課	7	軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助	3,297	3,297	-
			障害者地域生活支援事業費	障害福祉課	8-1	障害者地域生活支援事業費補助	1,803,262	1,923,878	△ 120,616
		8-2			障害者地域生活支援事業費	280,621	269,815	10,806	
					計	2,083,883	2,193,693	△ 109,810	
			障害福祉施設等地域サービス事業費	障害福祉課	9	障害者生活支援事業費	45,693	56,793	△ 11,100
		10			障害福祉サービス地域ネットワーク強化事業費	32,935	32,337	598	
11	重度重複障害者等支援看護師養成研修事業	1,559			1,531	28			
	計	80,187			90,661	△ 10,474			

項	目	事業	所管課		細事業	31年度 当初予算額	30年度 当初予算額	比較増減
障害福祉費	障害福祉総務費	民間障害福祉施設整備費補助	障害福祉課	12	障害福祉施設整備費補助	75,839	43,842	31,997
		障害福祉地域サービス推進事業費	障害福祉課	13-1	グループホーム等居住支援事業費	26,316	28,472	△ 2,156
				13-2	短期入所強化事業費	7,581	6,163	1,418
				13-3	障害者歯科診療推進事業費補助	12,582	-	12,582
				13-3	障害者地域生活支援関連事業費	630,000	-	630,000
				計	676,479	34,635	641,844	
		民間障害福祉施設整備借入償還金補助	障害福祉課	14	金沢若草園民間移譲推進事業費補助	10,680	10,680	-
				15	民間社会福祉施設整備借入償還金補助	441,055	466,763	△ 25,708
				計	451,735	477,443	△ 25,708	
		民間障害福祉施設運営費補助	障害福祉課	16	民間社会福祉施設運営費補助	132,347	133,232	△ 885
		障害者総合支援法等施行事務費	障害福祉課	17-1	障害者総合支援法等施行事業費	39,279	19,196	20,083
				17-2	身体障害者福祉法等施行事務費	3,588	3,588	-
				17-3	障害手帳交付事務等支援システム運用事業費	1,998	4,413	△ 2,415
				計	44,865	27,197	17,668	
		神奈川県障害者施策審議会費	障害福祉課	18	神奈川県障害者施策審議会費	1,166	1,166	-
	障害者虐待防止・権利擁護推進事業費	障害福祉課	19-1	障害者権利擁護センター事業費	4,394	4,314	80	
			19-2	障害者虐待防止・権利擁護研修事業費	1,982	1,946	36	
	計	6,376	6,260	116				
	障害者地域活動支援事業費	障害福祉課	20	福祉的就労促進事業費	15,020	14,774	246	
			21	福祉バス運行事業費	35,975	35,975	-	
			22	障害者就労生活支援事業費	61,625	60,504	1,121	
			計	112,620	111,253	1,367		
	障害者生活環境改善促進事業費	障害福祉課	23	重度障害者住宅設備改良費補助	21,605	21,605	-	
	特別障害者手当等給付費	障害福祉課	24	特別障害者手当等給付費	66,537	65,168	1,369	
	心身障害者扶養共済制度実施費	障害福祉課	25	心身障害者扶養共済制度実施費	480,883	476,549	4,334	
	在宅重度障害者等手当支給費	障害福祉課	26-1	在宅重度障害者等手当支給費	579,120	576,120	3,000	
			26-2	在宅重度障害者等手当支給費(事務費)	2,306	3,194	△ 888	
			計	581,426	579,314	2,112		
	重度障害者医療給付事業費補助	障害福祉課	27	重度障害者医療給付事業費補助	4,809,045	4,673,913	135,132	
	精神障害者地域生活支援事業費	障害福祉課	28-1	精神障害者保健福祉手帳交付事業費	1,850	1,850	-	
28-2			精神障害者地域作業指導事業費	1,392	1,392	-		
28-3			精神障害者地域生活支援事業費	5,428	6,000	△ 572		
計			8,670	9,242	△ 572			

項	目	事業	所管課		細事業	31年度 当初予算額	30年度 当初予算額	比較増減	
障害福祉費	障害福祉総務費	精神障害者措置費	障害福祉課	29	精神障害者措置費	6,202	7,894	△ 1,692	
		意思決定支援推進事業費	障害福祉課	30	意思決定支援推進事業費	1,200	1,200	-	
		【新】盲ろう者支援事業費	障害福祉課	31	盲ろう者支援事業費	12,341	-	12,341	
	障害措置費	障害児保護措置費	障害福祉課	32	障害児保護措置費	1,135,114	1,136,038	△ 924	
		民間障害福祉施設利用者処遇費	障害福祉課	33	民間障害福祉施設利用者処遇費	193,653	192,714	939	
	障害福祉施設費	県立障害福祉施設維持運営費		障害福祉課	34	県立障害福祉施設維持運営費	933,966	985,258	△ 51,292
					35	県立障害福祉施設備品等整備費	10,985	13,234	△ 2,249
						計	944,951	998,492	△ 53,541
		秦野精華園改修工事費	障害福祉課	36	秦野精華園改修工事費	-	123,000	△ 123,000	
		総合療育相談センター費		障害福祉課	37-1	維持運営費	96,044	96,360	△ 316
				37-2	相談支援事業費	36,681	36,962	△ 281	
					計	132,725	133,322	△ 597	
		諸費	障害者自立支援対策臨時特例交付金返納金	障害福祉課	38	障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金返納金	-	10,447	△ 10,447
	計					63,525,208	61,560,126	1,965,082	

平成31年度

当初予算案の概要

共生社会推進課

平成31年度当初予算の概要（共生社会推進課）

1 平成31年度当初予算・平成30年度当初予算 比較表

（単位：千円）

平成31年度 当初予算額A	平成30年度 当初予算額B	比較増減額 A－B	増減額（%） A/B	財 源 内 訳		
				国庫支出金	その他	一般財源
568,844	939,763	△370,919	60.5	0	392,000	176,844

2 事業別予算額

（単位：千円）

項	目	事 業	所管課		細事業	31年度 当初予算額	30年度 当初予算額	比較増減
障害 福祉 費	障害福 祉総務 費	障害福祉諸費	共生社会推進課	1	共生社会推進費	2,835	3,066	△ 231
		ともに生きる社会推進事業費	共生社会推進課	2	ともに生きる社会推進事業費	42,524	19,317	23,207
		津久井やまゆり園再生 推進事業費	共生社会推進課	3-1	津久井やまゆり園意思決定推進事業費	50,877	61,476	△ 10,599
				3-2	津久井やまゆり園地域生活移行推進事業費	18,177	18,200	△ 23
			計			69,054	79,676	△ 10,622
障害 福祉 費	障害福 祉施設 費	津久井やまゆり園除却費	共生社会推進課	4	津久井やまゆり園除却費	-	724,000	△ 724,000
		津久井やまゆり園新築工事設計費	共生社会推進課	5	津久井やまゆり園新築工事設計費	159,000	54,000	105,000
		津久井やまゆり園新築工事推進費	共生社会推進課	6	津久井やまゆり園新築工事推進費	15,742	59,704	△ 43,962
		津久井やまゆり園千木良園舎（仮称）新築工事費	共生社会推進課	7	津久井やまゆり園千木良園舎（仮称）新築工事費	237,000	-	237,000
		津久井やまゆり園芹が谷園舎（仮称）整備維持管理費	共生社会推進課	8	津久井やまゆり園芹が谷園舎（仮称）整備維持管理費	42,689	-	42,689
計					568,844	939,763	△ 370,919	

平成31年度

当初予算案の概要

がん・疾病対策課精神保健医療グループ

平成31年度当初予算案の概要 (がん・疾病対策課精神保健医療グループ)

1 平成31年度当初予算案・平成30年度当初予算 比較表

(単位:千円)

	平成31年度 当初予算額 A	平成30年度 当初予算 B	比較増減額 A-B	増減率 A/B	平成31年度当初予算 財源内訳		
					国庫支出金	その他	一般財源
健康医療局	198,528,293	196,987,258	1,541,035	100.8%	7,183,007	19,902,950	171,442,336
がん・疾病対策課 精神保健医療G	878,758	921,679	△42,921	95.34%	291,272	42,678	544,808

2 事業別予算額

○ 6款 衛生費

(単位:千円)

項	目	事業	細事業	平成31年度 当初予算額	平成30年度 当初予算額	差額
公衆衛生費	精神保健福祉費	精神障害者地域生活支援事業費	1 精神障害者地域生活支援事業費	760	760	-
			2 措置入院者退院後支援事業費	1,854	4,409	△2,555
			3 精神保健福祉普及相談事業費	7,088	7,063	25
	精神保健福祉審議会等運営費	精神保健福祉審議会等運営費	4 精神保健福祉審議会運営費	8,750	9,056	△306
			4 精神科病院実地審査事務費	923	923	-
	精神障害者措置費	5 精神障害者措置費	181,952	197,761	△15,809	
	精神障害者医療保護入院等医療援護費	6 精神障害者医療保護入院等医療援護費	114,295	114,295	-	
	こころの健康づくり推進事業費	こころの健康づくり推進事業費	7 こころといのちのサポート事業費	4,601	4,701	△100
			8 災害派遣精神医療チーム(DPAT)体制整備事業費	3,107	3,441	△334
			9 依存症対策総合支援事業費	10,009	9,306	703
			10 てんかん地域診療連携体制整備事業費	2,800	2,800	-
			11 こころといのちを守る対策推進事業費	30,693	32,463	△1,770
			12 こころ・つなげよう電話相談事業費	13,081	12,866	215
	精神科救急医療対策事業費	精神科救急医療対策事業費	13 地域自殺対策強化交付金事業費補助(市町村)	68,935	83,141	△14,206
			14 精神科救急医療診察移送事業費	171,006	177,214	△6,208
			14 精神科救急医療機関運営事業費	189,217	192,602	△3,385
	精神科救急医療相談窓口運営費	精神科救急医療相談窓口運営費	14 精神科救急医療相談窓口運営費	38,303	37,411	892
15 精神科看護職員研修事業費(医療介護基金)			700	700	-	
精神保健福祉センター運営費	精神保健福祉センター運営費	— 精神保健福祉センター維持運営費	25,595	25,583	12	
		16 相談指導等事業費	1,619	1,707	△88	
かながわ自殺対策推進センター事業費	17 かながわ自殺対策推進センター事業費	3,470	3,477	△7		
合 計				878,758	921,679	△42,921

3 がん・疾病対策課精神保健医療グループ

No.	事業名	事業内容						
1	精神障害者地域生活支援事業費 <table border="1"> <tr> <td>31年度当初 予算額(案)</td> <td>千円 760</td> </tr> <tr> <td>30年度当初 予算額</td> <td>千円 760</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 0</td> </tr> </table>	31年度当初 予算額(案)	千円 760	30年度当初 予算額	千円 760	比較増減	千円 0	精神障害者の社会復帰、社会参加を促進するため、関係機関との連携強化及び専門相談を実施するための人材育成、普及啓発等を行う。
31年度当初 予算額(案)	千円 760							
30年度当初 予算額	千円 760							
比較増減	千円 0							
2	措置入院者退院後支援事業費 <table border="1"> <tr> <td>31年度当初 予算額(案)</td> <td>千円 1,854</td> </tr> <tr> <td>30年度当初 予算額</td> <td>千円 4,409</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 △2,555</td> </tr> </table>	31年度当初 予算額(案)	千円 1,854	30年度当初 予算額	千円 4,409	比較増減	千円 △2,555	精神症状により、自傷他害の恐れがあるとされ、措置入院した者が、退院後に地域において、自分らしい生活を送ることができるよう、病院や関係機関と連携し、患者の症状に応じて切れ目ない支援を行う。
31年度当初 予算額(案)	千円 1,854							
30年度当初 予算額	千円 4,409							
比較増減	千円 △2,555							
3	精神保健福祉普及相談事業費 <table border="1"> <tr> <td>31年度当初 予算額(案)</td> <td>千円 7,088</td> </tr> <tr> <td>30年度当初 予算額</td> <td>千円 7,063</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 25</td> </tr> </table>	31年度当初 予算額(案)	千円 7,088	30年度当初 予算額	千円 7,063	比較増減	千円 25	精神障害者の病状悪化の防止、障害者の自立及び社会復帰を図るため、各保健福祉事務所・センターにおいて、地域住民のこころの健康に関する相談指導等を行う。 (1) 精神障害者を対象とした専門医等による相談、訪問指導 (2) 精神障害についての正しい知識の普及啓発
31年度当初 予算額(案)	千円 7,088							
30年度当初 予算額	千円 7,063							
比較増減	千円 25							

No.	事業名	事業内容						
4	精神保健福祉審議会等運営費 <table border="1" data-bbox="256 344 635 636"> <tr> <td>31年度当初 予算額(案)</td> <td>千円 9,673</td> </tr> <tr> <td>30年度当初 予算額</td> <td>千円 9,979</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 △306</td> </tr> </table>	31年度当初 予算額(案)	千円 9,673	30年度当初 予算額	千円 9,979	比較増減	千円 △306	<p>適正な精神科医療及び患者の人権の確保を図るため、精神保健福祉行政に関する審議及び入院患者の入院の必要性や処遇の状況等の審査を行う。また、患者の人権保護を図るため、入院継続の要否等について実地審査を行う。</p> <p>1 精神保健福祉審議会運営費 8,750 千円 (1) 神奈川県精神保健福祉審議会 ア 委員数 15 人 (学識経験者、精神医療関係者、社会復帰事業関係者) イ 開催回数 年2回 (2) 神奈川県精神医療審査会 ア 委員数 15 人 (精神保健指定医、法律家、学識経験者) イ 開催回数 月3回、年1回 (合同)</p> <p>2 精神科病院実地審査事務費 923 千円</p>
31年度当初 予算額(案)	千円 9,673							
30年度当初 予算額	千円 9,979							
比較増減	千円 △306							
5	精神障害者措置費 <table border="1" data-bbox="256 1162 635 1453"> <tr> <td>31年度当初 予算額(案)</td> <td>千円 181,952</td> </tr> <tr> <td>30年度当初 予算額</td> <td>千円 197,761</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 △15,809</td> </tr> </table>	31年度当初 予算額(案)	千円 181,952	30年度当初 予算額	千円 197,761	比較増減	千円 △15,809	<p>措置入院患者の適正な医療の確保を図るため、精神障害者の措置入院に伴う医療費を公費負担する。</p> <p>1 精神障害措置患者医療費 181,872 千円 2 精神障害措置入院患者医療費審査支払事務費 80 千円</p>
31年度当初 予算額(案)	千円 181,952							
30年度当初 予算額	千円 197,761							
比較増減	千円 △15,809							
6	精神障害者医療保護入院等医療援護費 <table border="1" data-bbox="256 1688 635 1980"> <tr> <td>31年度当初 予算額(案)</td> <td>千円 114,295</td> </tr> <tr> <td>30年度当初 予算額</td> <td>千円 114,295</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 0</td> </tr> </table>	31年度当初 予算額(案)	千円 114,295	30年度当初 予算額	千円 114,295	比較増減	千円 0	<p>患者及び家族の負担の軽減及び適正医療の確保を図るため、精神疾患で入院している県内在住の医療保護又は任意入院者に対して、その医療費の一部を支給する。</p> <p>(1) 対象者 患者本人及び患者と同一の世帯に属する世帯員全員の前年分の所得税の合計が87,000円以下の者</p> <p>(2) 支給額 1人 1ヵ月10,000円</p>
31年度当初 予算額(案)	千円 114,295							
30年度当初 予算額	千円 114,295							
比較増減	千円 0							

No.	事業名	事業内容						
7	<p>こころといのちのサポート事業費</p> <table border="1"> <tr> <td>31年度当初 予算額(案)</td> <td>千円 4,601</td> </tr> <tr> <td>30年度当初 予算額</td> <td>千円 4,701</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 △100</td> </tr> </table>	31年度当初 予算額(案)	千円 4,601	30年度当初 予算額	千円 4,701	比較増減	千円 △100	<p>総合的な自殺対策を推進するため、自殺の背景にある様々な社会的な要因について、多角的に検討を行うとともに、各分野の関係機関・団体との連携を図る。</p> <p>1 こころの健康づくり推進事業費 3,289千円 「かながわ自殺対策会議」を設置し、各分野の関係機関・団体の情報交換を行い、連携を深める。 また、特定電話相談としてピア相談（精神障害のある当事者が行う相談）や、電話相談員研修を行う。</p> <p>2 こころといのちの地域医療支援事業費（自殺対策） 1,312千円 精神疾患の早期発見、早期対応による自殺予防を図るため、かかりつけの医師等に対する研修会を行う。</p>
31年度当初 予算額(案)	千円 4,601							
30年度当初 予算額	千円 4,701							
比較増減	千円 △100							
8	<p>災害派遣精神医療チーム（DPAT）体制整備事業費</p> <table border="1"> <tr> <td>31年度当初 予算額(案)</td> <td>千円 3,107</td> </tr> <tr> <td>30年度当初 予算額</td> <td>千円 3,441</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 △334</td> </tr> </table>	31年度当初 予算額(案)	千円 3,107	30年度当初 予算額	千円 3,441	比較増減	千円 △334	<p>大規模災害時に専門的な心のケアを円滑に行うため、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備を行うとともに、技術の向上を図るための研修を行う。</p>
31年度当初 予算額(案)	千円 3,107							
30年度当初 予算額	千円 3,441							
比較増減	千円 △334							
9	<p>依存症対策総合支援事業費</p> <table border="1"> <tr> <td>31年度当初 予算額(案)</td> <td>千円 10,009</td> </tr> <tr> <td>30年度当初 予算額</td> <td>千円 9,306</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 703</td> </tr> </table>	31年度当初 予算額(案)	千円 10,009	30年度当初 予算額	千円 9,306	比較増減	千円 703	<p>依存症治療、回復支援、相談体制の強化、普及啓発及び医療連携体制の構築を図り、依存症対策を総合的に推進する。</p>
31年度当初 予算額(案)	千円 10,009							
30年度当初 予算額	千円 9,306							
比較増減	千円 703							

No.	事業名	事業内容						
10	てんかん地域診療連携体制整備事業費 <table border="1" data-bbox="255 392 630 683"> <tr> <td>31年度当初 予算額(案)</td> <td>千円 2,800</td> </tr> <tr> <td>30年度当初 予算額</td> <td>千円 2,800</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 -</td> </tr> </table>	31年度当初 予算額(案)	千円 2,800	30年度当初 予算額	千円 2,800	比較増減	千円 -	てんかんの治療及び回復支援の強化を図るため、てんかん治療を行っている県内の医療機関を「てんかん診療拠点機関」として指定し、てんかんに関する専門的な相談支援、普及啓発活動、関係機関への助言指導及び連絡調整を行う。
31年度当初 予算額(案)	千円 2,800							
30年度当初 予算額	千円 2,800							
比較増減	千円 -							
11	こころといのちを守る対策事業費 <table border="1" data-bbox="255 918 630 1209"> <tr> <td>31年度当初 予算額(案)</td> <td>千円 30,693</td> </tr> <tr> <td>30年度当初 予算額</td> <td>千円 32,463</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 △1,770</td> </tr> </table>	31年度当初 予算額(案)	千円 30,693	30年度当初 予算額	千円 32,463	比較増減	千円 △1,770	自殺対策の強化を図るため、他の年代に比べて自殺者の減少が少ない若年層対策等を総合的に実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 司法書士、精神保健福祉士などの多職種が連携してワンストップ相談を行う包括支援相談会の開催や、若年層労働問題対策事業等を行う。 ○ 自殺を考えている人、自殺未遂者等自殺の危険性の高い人などへの支援を行うため、行政職員、教職員、県民等へ研修を行う。 ○ 県民が自殺対策の必要性を理解し、自ら自殺予防に取り組めるよう普及啓発を行う。 ○ 自殺未遂者支援及び若年層の自殺対策に係る、ストレスチェックホームページ等運営事業等を重点的に行う。
31年度当初 予算額(案)	千円 30,693							
30年度当初 予算額	千円 32,463							
比較増減	千円 △1,770							
12	こころ・つなげよう電話相談事業費 <table border="1" data-bbox="255 1635 630 1926"> <tr> <td>31年度当初 予算額(案)</td> <td>千円 13,081</td> </tr> <tr> <td>30年度当初 予算額</td> <td>千円 12,866</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>千円 215</td> </tr> </table>	31年度当初 予算額(案)	千円 13,081	30年度当初 予算額	千円 12,866	比較増減	千円 215	こころの病気かどうかの不安や、生活・仕事に関する悩み等の相談を受けるため、精神保健福祉センターでフリーダイヤルによる電話相談を実施する。
31年度当初 予算額(案)	千円 13,081							
30年度当初 予算額	千円 12,866							
比較増減	千円 215							

No.	事業名	事業内容						
13	地域自殺対策強化交付金事業 費補助（市町村） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">31年度当初 予算額(案)</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">千円 68,935</td> </tr> <tr> <td>30年度当初 予算額</td> <td style="text-align: right;">千円 83,141</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td style="text-align: right;">千円 △14,206</td> </tr> </table>	31年度当初 予算額(案)	千円 68,935	30年度当初 予算額	千円 83,141	比較増減	千円 △14,206	自殺未遂者支援、若年者対策など、地域の実情に応じて市町村が実施する事業に対して補助する。
31年度当初 予算額(案)	千円 68,935							
30年度当初 予算額	千円 83,141							
比較増減	千円 △14,206							
14	精神科救急医療対策事業費 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">31年度当初 予算額(案)</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">千円 398,526</td> </tr> <tr> <td>30年度当初 予算額</td> <td style="text-align: right;">千円 407,227</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td style="text-align: right;">千円 △8,701</td> </tr> </table>	31年度当初 予算額(案)	千円 398,526	30年度当初 予算額	千円 407,227	比較増減	千円 △8,701	精神科救急医療体制を整備し、診察が必要な者に対する医療や保護を迅速かつ的確に実施するため、措置患者等を移送するシステムを構築するとともに、休日や夜間の精神科救急患者を受け入れる体制の整備等を行う。 1 精神科救急医療診察等事業費 171,006 千円 措置患者等を移送するシステムの円滑な運用を図る。 2 精神科救急輪番病院確保事業費 189,217 千円 休日や平日夜間の診療時間外に精神科救急患者を受け入れる体制を整備するとともに、医療機関の輪番による受入体制を確保する。 3 精神科救急医療相談窓口運営費 38,303 千円 警察官通報窓口及び精神科救急医療情報窓口を運営する。
31年度当初 予算額(案)	千円 398,526							
30年度当初 予算額	千円 407,227							
比較増減	千円 △8,701							
15	精神科看護職員研修事業費 (医療介護基金) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">31年度当初 予算額(案)</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">千円 700</td> </tr> <tr> <td>30年度当初 予算額</td> <td style="text-align: right;">千円 700</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td style="text-align: right;">千円 —</td> </tr> </table>	31年度当初 予算額(案)	千円 700	30年度当初 予算額	千円 700	比較増減	千円 —	良質な看護サービスを提供するため、精神科看護に従事する看護職員を対象とした認知行動療法等の研修費用に対して補助する。
31年度当初 予算額(案)	千円 700							
30年度当初 予算額	千円 700							
比較増減	千円 —							

No.	事業名	事業内容	
16	相談指導等事業費	<p>精神保健福祉センターの機能の充実を図るため、相談事業、保健福祉事務所に対する技術援助、調査研究、酒害予防対策事業等を行う。</p> <p>1 精神保健福祉センター診療等事業費 879 千円 相談業務の充実を図るため診療を行う。</p> <p>2 相談指導・酒害予防・調査研究事業費 740 千円 酒害予防講演会や酒害相談員等の研修等を実施する。</p>	
	31 年度当初 予算額(案)		千円 1,619
	30 年度当初 予算額		千円 1,707
	比較増減		千円 △88
17	かながわ自殺対策推進センター事業費	<p>精神保健福祉センター内に設置された「かながわ自殺対策推進センター」において、市町村や民間団体などに対して、地域の実情に応じた自殺対策情報を提供する。</p>	
	31 年度当初 予算額(案)		千円 3,470
	30 年度当初 予算額		千円 3,477
	比較増減		千円 △7

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する 一時金の支給等に関する法律案 概要

第1 前文

- ・ 旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。
- ・ 今後、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、共生社会の実現に向けて、努力を尽くす決意を新たにす。
- ・ 国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、本法を制定する。

第2 対象者(旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者)

①又は②の者であって、施行日において生存しているもの。

① 旧優生保護法が存在した間(※)に、優生手術を受けた者(母体保護のみを理由として受けた者を除く。)

② ①の期間に生殖を不能にする手術等を受けた者(①～③のみを理由とする手術等を受けたことが明らかな者を除く。)
① 母体保護 ② 疾病の治療 ③ 本人が子を有することを希望しないこと。
④ ①のほか、本人が手術等を受けることを希望すること。

※昭和23年9月11日～平成8年9月25日

第3 一時金の支給

1 一時金の支給

国は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、一時金(320万円)を支給(非課税)

2 権利の認定等

- ① 一時金受給権の認定は、請求(都道府県知事の経由可)に基づいて、厚生労働大臣が行う。
- ② 請求期限は、5年(検討条項あり。)
- ③ 都道府県知事・厚生労働大臣は認定に必要な調査を行う。

3 旧優生保護法一時金認定審査会による審査

- ① 厚生労働大臣は、対象者(第2①)であることが明らかな場合を除き、認定審査会の審査を求める。
※ 認定審査会:厚生労働省に設置し、医療、法律、障害者福祉等に関する有識者で構成
- ② 認定審査会は、請求者の陳述、医師の診断、診療録等を総合的に勘案して、適切に判断
- ③ 厚生労働大臣は、認定審査会の審査結果に基づき認定

4 相談支援等

- ① 支給手続について十分かつ速やかに周知(国・都道府県・市町村)
- ② 相談支援その他請求に関し利便を図る。(国・都道府県)
※ 障害者支援施設、障害者支援団体等の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮

第4 調査等及び周知

1 調査等

国は、前文で述べたような事態を二度と繰り返すことのないよう、共生社会の実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査その他の措置を実施

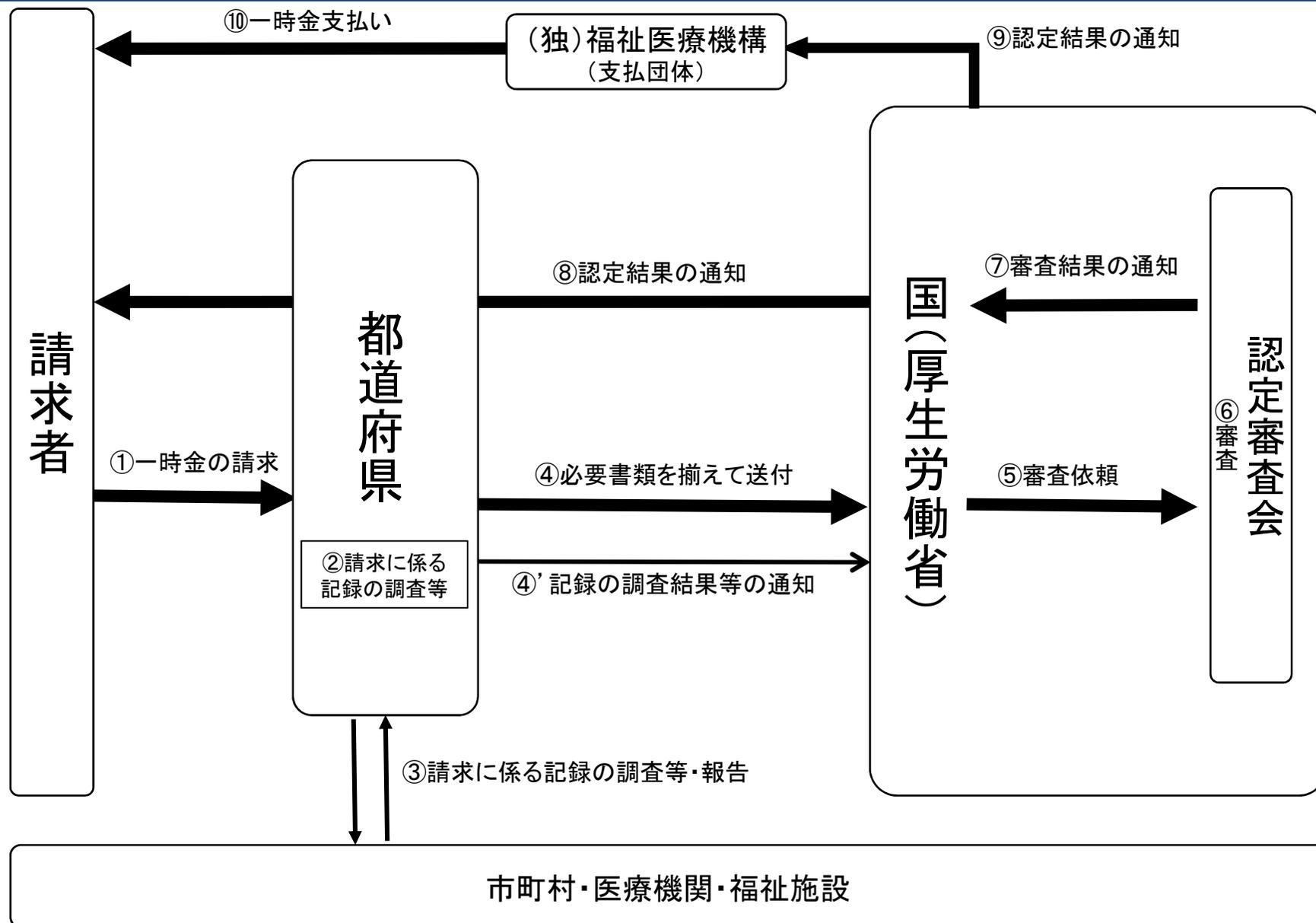
2 周知

国は、本法の趣旨・内容について、広報活動等を通じ国民に周知を図り、理解を得るよう努める。

第5 施行期日

公布日(認定審査会については、公布日から2月後)

〔参考〕一時金支給手続の流れ(イメージ)



※ 上記の流れは、現在居住している都道府県内で手術を受けていた場合。現在居住している都道府県以外で手術を受けていた場合は、請求は、現在居住している都道府県に対して行い、調査等については、国(厚生労働省)からの通知を受けて、手術を受けていた都道府県が実施。
 ※ 請求者が、記録等により一時金の支給対象者に該当することを確認できる場合には、⑤～⑦は省略。

平成30年度 障害者総合支援法及び児童福祉法実地指導等結果 (社会福祉法人)

指導事項	訪問系		通所系		居住系		短期入所		相談支援		児童系		平成30年度 計			
	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	計	
運営管理等	1 契約書、運営規程、重要事項説明書の不備又は要改正事項等が認められた。	5	3	10	10	4		3				8	2	30	15	45
	2 運営規程等、県への変更の届出がなかった。	8	3	18	4	4		5	2			7	1	42	10	52
	3 職員の配置等に不備があった。	3		5	1		1		1			4		12	3	15
	4 受給者証に必要な事項を記載していなかった。													0	0	0
	5 法定代理受領に関して、本人に通知等がされていなかった。	2												2	0	2
	6 防災対策が不十分であった。				3	3	3	1				1		5	6	11
	7 運営規程の概要等の重要事項を見やすい場所に掲示していなかった。				2									0	2	2
	8 従業者の健康管理がされていなかった。													0	0	0
	9 身分証等に指定事業所名等が記載されていなかった。													0	0	0
	10 その他	3		6		1		2						12	0	12
小 計	21	6	39	20	12	4	11	3	0	0	20	3	103	36	139	
利用者処遇・支援	1 各事業の支援計画の作成等に不備が認められた。			5	3	1	4							6	7	13
	2 サービス提供の記録等が不適切であった。		2											0	2	2
	3 苦情の記録又は事故の報告等が不十分であった。						1							0	1	1
	4 個人情報の取り扱い等が不適切であった。			1				2				1		3	1	4
	5 預り金の管理等が不十分と認められた。						2							0	2	2
	6 利用者からの徴収金の取り扱い等が不適切であった。			3		6	1							9	1	10
	7 身体拘束を行う場合の記録が不十分だった。													0	0	0
	8 工賃の目標水準を利用者に通知していなかった。			6	1									6	1	7
	9 その他			2										2	0	2
小 計	0	2	17	4	7	8	2	0	0	0	0	1	26	15	41	
請求事務処理等	1 介護給付費等の請求に誤りがあった。			1				1						2	0	2
	2 障害児通所給付費等の請求に誤りがあった。													0	0	0
	3 加算の請求に誤りがあった。					2		1				1		4	0	4
	4 会計の区分分けがされていなかった。													0	0	0
	5 その他				2									0	2	2
小 計	0	0	1	2	2	0	2	0	0	0	1	0	6	2	8	
合 計	21	8	57	26	21	12	15	3	0	0	21	4	135	53	188	
総 合 計	80	27	101	38	42	33	17	4	0	0	53	20	293	122	415	

平成30年度 実地指導等実施事業数一覧

	訪問系	通所系	居住系	短期入所	相談支援	児童系	合計
実地指導等対象数 (平成30年4月1日現在)	869	501	229	87	93	416	2,195
実地指導等実施数 (社会福祉法人)	22	70	30	20	0	20	162
実地指導等実施数 (その他の法人)	46	12	12	4	0	26	100

平成30年度 障害者総合支援法及び児童福祉法実地指導等結果 (その他の法人)

指導事項	訪問系		通所系		居住系		短期入所		相談支援		児童系		平成30年度 計		
	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	計
運営管理等	1 契約書、運営規程、重要事項説明書の不備又は要改正事項等が認められた。	19	3	9	1	4					7		39	4	43
	2 運営規程等、県への変更の届出がなかった。	17	6	3	3	1	1				7	3	28	13	41
	3 職員の配置等に不備があった。					2	6				2		4	6	10
	4 受給者証に必要事項を記載していなかった。					1							1	0	1
	5 法定代理受領に関して、本人に通知等がされていなかった。	5	7	2	2	1	4	1	1		3		12	14	26
	6 防災対策が不十分であった。			4		1	2				2	2	7	4	11
	7 運営規程の概要等の重要事項を見やすい場所に掲示していなかった。		3		2							5	0	10	10
	8 従業員の健康管理がされていなかった。												0	0	0
	9 身分証等に指定事業所名等が記載されていなかった。												0	0	0
	10 その他	15		5	1	6		1			5	3	32	4	36
小計	56	19	23	9	16	13	2	1	0	0	26	13	123	55	178
利用者処遇・支援	1 各事業の支援計画の作成等に不備が認められた。			5	3	2	4				1		7	8	15
	2 サービス提供の記録等が不適切であった。			1			1				2		1	3	4
	3 苦情の記録又は事故の報告等が不十分であった。										1		1	0	1
	4 個人情報の取り扱い等が不適切であった。			4		1					2		7	0	7
	5 預り金の管理等が不十分と認められた。						3						0	3	3
	6 利用者からの徴収金の取り扱い等が不適切であった。			6		1							7	0	7
	7 身体拘束を行う場合の記録が不十分だった。												0	0	0
	8 工賃の目標水準を利用者に通知していなかった。			3									3	0	3
	9 その他			1									1	0	1
小計	0	0	20	3	4	8	0	0	0	0	3	3	27	14	41
請求事務処理等	1 介護給付費等の請求に誤りがあった。			1									1	0	1
	2 障害児通所給付費等の請求に誤りがあった。												0	0	0
	3 加算の請求に誤りがあった。	3				1					3		7	0	7
	4 会計の区分分けがされていなかった。												0	0	0
	5 その他												0	0	0
小計	3	0	1	0	1	0	0	0	0	0	3	0	8	0	8
合計	59	19	44	12	21	21	2	1	0	0	32	16	158	69	227

平成30年度 障害者総合支援法等に基づく実地指導等結果(文書指導事項の具体例)

区分	指導事項	
	【具体例】	
運営管理	1	<p>契約書、運営規程、重要事項説明書の不備又は要改正事項等が認められた。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程の内容（営業時間、サービス提供時間等）が、実態と異なっていた。 ・重要事項説明書の内容（定員、利用者から徴収する金額等）が、実態と異なっていた。
	2	<p>運営規程等、県への変更の届出がなかった。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者、サービス管理責任者が変更されていたが、県への変更の届出がなされていなかった。 ・事業所レイアウトが変更されていたが、県への変更の届出がなされていなかった。 ・運営規程の内容（営業時間等）が変更されていたが、県への変更の届出がなされていなかった。
	3	<p>職員の配置等に不備があった。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤の従業者の員数が、配置基準を満たしていなかった。 ・サービス管理責任者の員数が、配置基準を満たしていなかった。 ・サービス管理責任者として兼務できる範囲を超えて兼務していた。
	4	<p>法定代理受領に関して、本人に通知等がされていなかった。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己負担額のない利用者に対し、通知を行っていなかった。
	5	<p>防災対策が不十分であった。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練を一度も実施していなかった。
	6	<p>その他</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多機能型事業所において、設備・備品及び人員配置について複数の事業が混在した一体的な運営をしていた。 ・業務管理体制に係る法令遵守責任者の選任や届出を行っていなかった。
利用者処遇・支援	1	<p>各事業の支援計画の作成等に不備が認められた。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画が作成されていなかった。 ・モニタリングの記録が作成されていなかった。
	2	<p>サービス提供の記録等が不適切であった。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供の記録について、利用者や保護者から確認を得ていなかった。
	3	<p>利用者からの徴収金の取り扱い等が不適切であった。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者からの徴収金に対し領収証を交付していなかった。
	4	<p>その他</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用児童の健康診断結果を把握していなかった。
請求事務処理等	1	<p>介護給付費等の請求に誤りがあった。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画が作成されていない期間について、介護給付費を減算していなかった。
	2	<p>障害児通所給付費等の請求に誤りがあった。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員の100分の150を超えてサービスの提供を行っている日について、障害児通所給付費を減算していなかった。
	3	<p>加算の請求に誤りがあった。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間支援等体制加算について、算定要件を満たさないにも関わらず算定していた。 ・指導員加配加算の算定要件を満たしていないにも関わらず算定していた。 ・特定事業所加算について、要件を満たさないにも関わらず算定していた。 ・夜勤職員配置体制加算について、要件を満たさないにも関わらず算定していた。

1 事故報告とは

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、県条例等により、指定事業者は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況、事故に際して採った処置について記録することが義務づけられています。

県では「事故報告取扱い要領」に従い、速やかに電話による第一報と事故報告書の郵送による提出することとされています。

※「指定事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法による指定を受けている事業所の運営主体（法人等）です。

2 平成30年度の事故報告書集計

	死亡	骨折	誤嚥	食中毒	感染症	所在不明	職員事件	その他	合計
4月	7	17	0	0	1	10	0	38	73
5月	5	28	1	0	1	3	1	33	72
6月	2	14	1	0	0	11	0	50	78
7月	3	34	2			2		56	97
8月	1	26	0	0	0	8	0	57	92
9月	3	20	1	0	1	5	0	29	59
10月	3	19	2	1	0	6	0	44	75
11月	5	22	2	0	1	5	1	43	79
12月	6	13	1	0	0	6	0	38	64
1月	7	35	1	0	6	11	0	29	89
2月	8	23	1	0	11	3	0	37	83
3月	2	28	3	0	7	6	2	38	86
合計	52	279	15	1	28	76	4	492	947

＜「その他」の主な内容＞

・裂傷・打撲（その他の中の約半数）、虐待、異食、自傷、他利用者への暴力等

＜各年度の比較＞

件数	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	372	511	540	578	749	716	792	903	986	947

2 「事故報告取扱い要領」および事故報告書（参考様式）の掲載場所

「障害福祉情報サービスかながわ」のホームページ

http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?NOWPG=5&category=3&topid=1&scategory=&vc=20

○「書式ライブラリ」→「1. 神奈川県からのお知らせ」

→「1 神奈川県からのお知らせ」（2018/04/23）

3 第一報および事故報告書の連絡先

○ 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部 障害福祉課 事業支援グループ

（第一報）電話；045(210)4736

（事故報告書）〒231-8588（郵便番号があれば住所は省略できます）

横浜市中区日本大通1

※指定障害児入所施設は、児童相談所にも提出が必要です。

○ 事業所所在地の市町村および支給決定市区町村

平成31年4月22日 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課

業務管理体制の整備に関する事項の届出について

1 業務管理体制の整備と届出

(1) 業務管理体制の整備とは

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づく事業所等を運営する事業者（法人）は、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制を整備すること（業務管理体制の整備）が義務付けられ、行政機関（国、県、市町村のいずれか）に届出することとされています。

(2) 業務管理体制の具体的な事項

① 「法令遵守責任者」の配置（全事業者）

事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者を選任し配置すること。

② 「法令遵守規程」の整備（事業所数が 20 以上の事業者）

法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」を整備すること。

③ 「業務執行の状況の監査」の実施（事業所数が 100 以上の事業者）

「業務執行の状況の監査」を定期的実施すること。

(3) 届出が義務付けられる事業者の種類

業務管理体制の届出は法律の条文ごとに行います。同一法人であっても、該当する区分が複数にわたる場合は、次の該当する区分ごとの届出が必要ですので、注意してください。

【障害者総合支援法に基づくもの】

ア 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者

イ 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

【児童福祉法に基づくもの】

ウ 指定障害児通所支援事業者

エ 指定障害児入所施設等の設置者

オ 指定障害児相談支援事業者

3 行おうとする申請等の内容に応じて、必要な確認項目の確認状況を記入してください。

No.	確認事項	確認結果・確認方法	確認日・確認先機関・担当者・連絡先電話番号等	確認者職・氏名
例	利用しようとする建物等が1982年以降に建築等された建物等であること又は1982年以降の耐震基準を満たしていることを確認しました。	1980年に竣工した建物であるため耐震診断を受け、現在の耐震基準を満たしていることを確認した。	〇〇年△月□日 株式会社〇〇〇〇〇建設 技術部調査課 主任 神奈川 太郎 045-210-XXXX	代表理事 〇〇 〇〇
①	利用しようとする建物等が1982年以降に建築等された建物等であること又は1982年以降の耐震基準を満たしていることを確認しました。			
②	利用しようとする建物等が2006年9月以降に着工された建物等であること、アスベストが使われていない建物であること又はアスベストによる暴露のない建物等であることを確認しました。			
③	建物等の利用目的がその所在地に適用される都市計画法上の規制に抵触しないことを確認しました。			
④	利用しようとする建物等が、利用目的に照らして建築基準法上の規程に適合していることを確認しました。			
⑤	利用しようとする建物等が、利用目的に照らして消防法上の基準に適合していることを確認しました。			
⑥	利用しようとする建物等の設置場所が、風水害や土砂災害等の自然災害の危険性が低い場所であることを確認しました。			
⑦	事業所等を開設しようとする市町村の障害福祉主管課において開設等しようとする事業所等の概要について説明を行うとともに、市町村障害福祉計画の内容等の説明を受け、開設等しようとする事業所等が当該市町村の「障害福祉計画」の達成に支障を及ぼすおそれのないことを確認しました。			
⑧	開設しようとする事業所等の近隣住民に事業内容についての丁寧な説明を行い、地域に暖かく受け入れられる環境づくりを行いました。			
⑨	(※日中サービス支援型共同生活援助事業所を設置する場合に限る。) 事業所を設置等しようとする市町村の自立支援協議会等に事業内容を説明し、意見を求めるとともに、設置等について了承を得ました。 また、年に1回以上運営状況を報告し意見を求め、その意見を踏まえた運営を行うこととしました。			
⑩	その他			

※ 指定等に当たり、必要に応じ、県から直接確認先に連絡を取る場合があります。
また、このチェック表は、情報共有のため市町村に情報提供します。

障 福 第 1196 号
平成 31 年 4 月 19 日

指定障害福祉サービス事業者
指定障害者支援施設設置者
指定一般相談支援事業者
指定障害児通所支援事業者
指定障害児入所施設設置者
(指定都市及び中核市に所在する事業所を除く。)

代表者 様

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス担当課長
(公印省略)

指定障害福祉サービス事業者等の指定申請等の取扱いについて（通知）

日頃より障害保健福祉施策の推進に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）の指定申請、変更指定申請及び変更届（以下「指定申請等」という。）に当たり、法令遵守の徹底を図るとともに、指定障害福祉サービス事業者等の運営を適正に行っていただくため、平成 31 年 7 月 1 日以降の指定申請等を行おうとする事業者については、別添のとおり取扱うこととしますので通知します。

なお、平成 31 年 4 月末日までに県に關係書類を持参し相談を開始している指定申請等事業者については従前どおり取扱うこととしますので申し添えます。

問合せ先
障害福祉課 事業支援グループ
堀越・小川・小西・宮田・竹中・堤
電話 045-210-4717・4732

平成 31 年 4 月 19 日
 神奈川県障害福祉課

指定障害福祉サービス事業者等の指定申請等の手続きに係る留意点

1 指定申請等に係る事前確認表の提出について

次の指定申請等を行おうとする事業者は、別紙「障害福祉サービス事業者等及び指定通所支援事業者等指定申請等に係る事前確認表」を期限内に県障害福祉課事業支援グループに必ず提出してください。

手続き	対象サービスの種類等	提出期限
新規指定申請	全ての障害福祉サービス事業等	指定を受けようとする日の前々月の末日
変更指定申請 ※定員増加	生活介護、就労継続支援（A型・B型）、児童発達支援、放課後等デイサービス	変更指定を受けようとする日の前々月の末日
変更届 ※事業所等の移転、増改築、住居等の追加に限る	生活介護、短期入所（空床型を除く。）、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、共同生活援助（*）、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害者支援施設、障害児入所施設	変更しようとする日の1か月前

※ 共同生活援助については、介護サービス包括型又は外部サービス利用型から日中サービス支援型に転換しようとする場合を含む。

2 共同生活援助事業所の指定申請について

共同生活援助事業所の指定を初めて受けようとする事業者は、指定を受けようとする月の2か月前までに、次の説明会を必ず受講してください。

- (1) 名 称 障がい者グループホーム開設説明会
- (2) 主 催 者 障がい者グループホームサポートセンター
 ※ 神奈川県委託事業・受託者：公益社団法人かながわ福祉サービス振興会
- (3) 日 程 2～3箇月に1回開催
 詳細は主催者ウェブサイトに掲載：<http://gh.kanafuku.jp/>
- (4) 問合せ先 障がい者グループホームサポートセンター 事務局
 電話：045-227-7044（9:00～17:30）

(別紙)

指定障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援事業者等
指定申請等に係る事前確認表

年 月 日

神奈川県知事 様

申請者	法 人 名	
	所 在 地	
	代表者職・氏名	印
	担当者職・氏名	
	連絡先電話番号	
	E-MAIL	

次の1に該当する事業者は、県に指定申請、変更指定申請又は変更届（以下「指定申請等」という。）を行う前に、下記3に掲げる事項について関係機関・所在市町村等に確認し、指定、変更指定に係るものについては指定、変更指定を受けようとする月の前々月末までに、届出に係るものについては変更しようとする日の1か月前までに本表を県に提出してください。

1 今回の指定申請等の内容について、該当するもの全てに○印を付けてください。

区分	行おうとする指定申請等の内容	確認事項
新規指定申請	a 新規に指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者としての指定を受けようとする場合。	3の①～⑩
変更指定申請	b 生活介護、就労継続支援（A型・B型）、児童発達支援、放課後等デイサービスの定員を増加しようとする場合。	3の⑦
変更届	c 生活介護、短期入所（空床型を除く。）、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、児童発達支援、放課後等デイサービス事業所又は障害者支援施設、障害児入所施設を移転（従たる事業所の追加・移転を含む。）等しようとする場合。	3の①～⑧、⑩
	d 生活介護、短期入所（空床型を除く。）、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、児童発達支援、放課後等デイサービス事業所又は共同生活援助の共同生活住居、障害者支援施設、障害児入所施設を改築・増築等しようとする場合。	3の①、②、④～⑦、⑩
	e 共同生活援助の共同生活住居又はサテライト型住居を追加しようとする場合及びそれらを移転しようとする場合。	3の①～⑧
	f 介護サービス包括型共同生活援助又は外部サービス利用型共同生活援助から日中サービス支援型共同生活援助に転換しようとする場合。	3の①、②、④～⑨
	g その他、県が特に必要と認める場合。	県が特に必要と認める事項

※ 神奈川県では、現在、障害者支援施設の新設、定員の増加は認めないこととしています。

※ 市町村等の関係機関等に確認する際は、建物等位置図、建物の平面図、建物写真、事業計画など、事業所等の概要がわかる資料を持参して説明を行うとともに、市町村の障害福祉主管課に当該資料を提出してください。

2 申請等をしようとする事業所について、各項目に記入してください。

事業所名		事業所番号 (※指定申請は不要)	
事業所等の所在地又は設置しようとする場所			
サービスの種類		利用定員	
建物の構造		建築年月	
建物の総床面積		事業に使用する部分の面積	
単独事業所でない場合はその使用部分		階建の	階部分

3 行おうとする申請等の内容に応じて、必要な確認項目の確認状況を記入してください。

No.	確認事項	確認結果・確認方法	確認日・確認先機関・担当者・連絡先電話番号等	確認者 職・氏名
例	利用しようとする建物等が1982年以降に建築等された建物等であること又は1982年以降の耐震基準を満たしていることを確認しました。	1980年に竣工した建物であるため耐震診断を受け、現在の耐震基準を満たしていることを確認した。	〇〇年△月□日 株式会社〇〇〇〇〇建設 技術部調査課 主任 神奈川 太郎 045-210-XXXX	代表理事 〇〇 〇〇
①	利用しようとする建物等が1982年以降に建築等された建物等であること又は1982年以降の耐震基準を満たしていることを確認しました。			
②	利用しようとする建物等が2006年9月以降に着工された建物等であること、アスベストが使われていない建物であること又はアスベストによる暴露のない建物等であることを確認しました。			
③	建物等の利用目的がその所在地に適用される都市計画法上の規制に抵触しないことを確認しました。			
④	利用しようとする建物等が、利用目的に照らして建築基準法上の基準に適合していることを確認しました。			
⑤	利用しようとする建物等が、利用目的に照らして消防法上の基準に適合していることを確認しました。			
⑥	利用しようとする建物等の設置場所が、風水害や土砂災害等の自然災害の危険性が低い場所であることを確認しました。			
⑦	事業所等を開設しようとする市町村の障害福祉主管課において開設等しようとする事業所等の概要について説明を行うとともに、市町村障害福祉計画の内容等の説明を受け、開設等しようとする事業所等が当該市町村の「障害福祉計画」の達成に支障を及ぼすおそれのないことを確認しました。			
⑧	開設しようとする事業所等の近隣住民に事業内容についての丁寧な説明を行い、地域に暖かく受け入れられる環境づくりを行いました。			
⑨	(※日中サービス支援型共同生活援助事業所を設置する場合に限る。) 事業所を設置しようとする市町村の自立支援協議会等に事業内容を説明し、意見を求めるとともに、設置等について了承を得ました。 また、年に1回以上運営状況を報告し意見を求め、その意見を踏まえた運営を行うこととしました。			
⑩	その他、利用しようとする施設、行おうとする事業等に関し、所在地において適用される関係法令等に抵触しないことを確認しました。			

※ 指定等に当たり、必要に応じ、県から直接確認先に連絡を取る場合があります。
また、このチェック表は、情報共有のため市町村に情報提供します。

神奈川県医療的ケア児実態把握調査の実施について

1 概要

県内の医療的ケア児の把握については、医療課が実施している県内基幹病院を対象とした「小児在宅医療患者の実態調査」(H27～)により、概ねの全数は把握しているが、市町村毎の把握状況はさまざまで、生活状況等の実態の把握はまだ不十分なことから、実態把握調査を実施し、市町村への情報提供及び県の支援や施策を検討する際の基礎資料とする。

2 実施内容

(1) 実施主体 神奈川県

(2) 対象者等

ア 対象者・人数

県内（政令市を除く）の医療的ケア児を育てている保護者（推定 700～800 名程度）

イ 「医療的ケア児」の範疇

当事業における「医療的ケア児」は、在宅で生活している、日常的に人工呼吸器や経管栄養などの医療的ケアを要する 18 歳未満の児（障害の有無は問わない）

(3) 主な調査項目（※現在、調整中）

住所、氏名、生年月日、疾患名、障害者手帳の有無、医療的ケアの内容、利用しているサービス、就学先、要望 など

(4) 配布依頼先（各所属で把握する医療的ケア児に対して調査票を配布する）

- ア 市町村（障害福祉主管課、母子保健主管課、教育委員会）
- イ 県保健福祉事務所（小児慢性特定疾病担当課）
- ウ 病院等
- エ 保育園、幼稚園
- オ 学校（公立・私立）
- カ 障害福祉サービス事業所

(5) スケジュール（案）

時 期	内 容	備 考
H31.5	調査票配布	配布依頼先へ送付
H31.6～7	回収	返信用封筒で事務局へ直送
H31.7～8	集計、分析、情報共有	市町村等の連携先への情報提供
H31.7～9	第3回神奈川県医療的ケア児等支援庁内連携会議 報告書作成、市町村等へ送付	庁内にて情報共有

（問合せ先：神奈川県障害福祉課地域生活支援グループ 鍋島 電話 045-210-4720）

1 平成 29 年度における県内の障がい者虐待の状況について

- ・通報等の件数：342 件（うち、虐待の事実が認められた事例は 141 件（164 名）【41.2%】）
- ・このうち、障害福祉施設従事者等による虐待の通報件数は平成 26 年度から 3 年連続で減少していたが、今回増加に転じた。なお、認定件数は増加しつづけている。

<障害福祉施設従事者等による障がい者虐待>

	H26	H27	H28	H29
通報件数	201 件	158 件	103 件	113 件
虐待認定件数	15 件（34 名）	16 件（40 名）	26 件（39 名）	32 件（55 名）

<被虐待者の障害種別>

- ①知的障害：42 名 ②精神障害：9 名 ③身体障害：7 名

<虐待の類型>

- ①身体的虐待：19 件 ②心理的虐待：13 件 ③性的虐待：5 件 ④経済的虐待：4 件
⑤放棄・放置：2 件

※記者発表資料 URL：<http://www.pref.kanagawa.jp/prs/r4284249.html>

2 県障害福祉課ホームページ内 「障害者虐待・権利擁護のために」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f420445/>

【掲載内容（一部）】

○意思決定支援リーフレット

厚生労働省が発出した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（平成 29 年 3 月）」をご家族や直接支援を行う方向けにポイントをわかりやすくまとめたものです（意思決定支援出前講座で使用しています）。

○障害者虐待対応事例集

養護者による障害者虐待 6 事例、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 8 事例、利用者による障害者虐待 4 事例の計 18 事例を収録しています。

○県内の通報・届出窓口一覧表

県内の市町村虐待防止センター等の一覧表を掲載しています。

○市町村障害者権利擁護・虐待防止担当者会議資料

平成 31 年 3 月 14 日に開催した「市町村障害者権利擁護・虐待防止担当者会議」の資料です（厚生労働省障害福祉課虐待防止専門官作成資料）。

※今後の追加掲載予定：事例集活用した障害福祉施設従事者向けの研修ツール など

3 障害者虐待防止・権利擁護研修について

今年度も秋頃実施する予定です。「障害福祉サービスかながわ」及びメール配信等にて、募集案内等をお知らせします。

（昨年度同様、施設系コースの修了者は自所属で伝達研修を実施し、報告してください。）

4 問い合わせ先

- ① 神奈川県 障害福祉課 地域生活支援グループ 田島（Tel045-210-4720）
- ② 神奈川県障害者権利擁護センター （Tel046-265-0604）

1 相談支援従事者プレ研修

相談支援従事者初任者研修希望者等に対し、基本的な相談支援に関する知識や技法、相談支援に必要な職業倫理や価値などについて学ぶ。

- ・対象者：相談支援従事者初任者研修受講希望者等（初任研前に受講することが望ましい研修の位置づけ）
- ・定員：各初任者研修同数程度／回
- ・実施回数：県域、横浜市、川崎市 各1～2回（開催時期：初任者研修開催前を予定）
- ・内容：9時間程度（講義・演習）

区分	定員	研修日数	開催時期	問合せ先
横浜市	120	1.5日間	5月～6月	横浜市健康福祉局障害福祉部 障害福祉課地域活動支援係 TEL：045-671-3602
川崎市	120	1.5日間	5月～6月	川崎市健康福祉局障害保健福祉部 障害計画課地域支援・療育係 TEL：044-200-0871
県域	200	1.5日間	5月～6月	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部 障害福祉課地域生活支援グループ TEL：045-210-1111（内線4716）

2 相談支援従事者初任者研修 ※開催時期は、会場の関係上、変更することがあります。

区分	定員	研修日数	開催時期	問合せ先
横浜市	120	7日間	7月～10月	横浜市健康福祉局障害福祉部 障害福祉課地域活動支援係 TEL：045-671-3602
川崎市	120	7日間	7月～11月	川崎市健康福祉局障害保健福祉部 障害計画課地域支援・療育係 TEL：044-200-0871
県域	200	7日間	7月～10月	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部 障害福祉課地域生活支援グループ TEL：045-210-1111（内線4721）

3 相談支援従事者現任研修 ※開催時期は、会場の関係上、変更することがあります。

区分	定員	研修日数	開催時期	問合せ先
横浜市	120	3日間	11月～1月	横浜市健康福祉局障害福祉部 障害福祉課地域活動支援係 TEL：045-671-3602
川崎市	120	3日間	11月～12月	川崎市健康福祉局障害保健福祉部 障害計画課地域支援・療育係 TEL：044-200-0871
県域	200	4日間	12月～2月	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部 障害福祉課地域生活支援グループ TEL：045-210-1111（内線4716）

4 相談支援従事者潜在研修

相談支援専門員として従事要件は満たしているが、相談支援に従事していない者等に対し、最新の法制度や知識等を学ぶ機会を提供することにより、質の高い相談支援の提供や就業を促進する。

- ・対象者：相談支援専門員として従事要件は満たすが、相談支援に従事していない者等
- ・定員：90名程度／回
- ・実施回数：県域及び横浜市及び川崎市域 各1回（開催時期：未定）
- ・内容：12時間程度（講義・演習）

《備考》

- (1) 募集案内については、ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」において、ご案内いたします。実施要領等をご確認の上、お申し込みください。
- (2) 相談支援専門員の資格は、実務経験を満たし、相談支援従事者初任者研修（以下、初任者研修）を修了することが資格要件となっています。初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度として、5年度毎に1回以上相談支援従事者現任研修（以下、現任研修）を修了する必要があります。（5年度毎に更新）
- (3) 平成26年度初任者研修修了者で現任研修を未修了の方は、今年度中に現任研修を修了する必要があります。資格を失効した場合、救済措置はありません。初任者研修（全日程）を修了する必要がありますのでご注意ください。

（問合せ先：神奈川県障害福祉課地域生活支援グループ 松浦 電話045-210-4713）

相談支援事業所への 補助金のご案内

神奈川県では、平成30年4月から、相談支援体制の充実を図るため、常勤かつ専従の相談支援専門員を複数配置する事業所への補助を始めました。

平成31年度も実施します。

補助額	2名配置	月額 15,000 円
	3名以上配置	月額 30,000 円

申請期限 補助希望月の前月 15 日

補助開始月	申込締切日
4月	← 3月15日
5月	← 4月15日
6月	← 5月15日
⋮	⋮



※ 昨年度補助を受けている事業者で今年度も受けたい場合は申請が必要です

県内の事業所が対象です（政令市・中核市域も含みます）。

申請に当たり作成が必要となる書類は、次の4点です。

- ①申請書
- ②勤務表（1か月分）
- ③相談支援専門員の配置状況を記載する書面
- ④役員等氏名一覧表
（その他、指定書や修了証等の写しを提出）

詳しくはHP(障害福祉情報サービスかながわ)掲載の「相談支援事業所運営支援事業費補助金交付要綱」やFAQをご覧ください、該当の事業者様は是非申請をご検討ください。



※ 予算を超過した場合は打切りとなります。
32年度以降は未定です。

問合せ先 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課
電話 045 (210) 4720





平成30年度報酬改定で、相談支援事業への新たな加算等が設定されました。

計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価

① モニタリング実施標準期間の見直し

- 支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。



例：
 ・ 状態の変わりやすい居宅介護利用者 6月→3月
 ・ 障害者支援施設入所者 1年→6月 等

② 相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定

- サービスの質の標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が担当する一月の標準担当件数（35件）を設定。

③ 特定事業所加算の見直し

- 相談支援専門員等の手厚い配置等を評価する特定事業所加算を、支援の質の向上と効率化を図るために拡充。

特定事業所加算 300単位/月 → 特定事業所加算（Ⅰ） 500単位/月
 特定事業所加算（Ⅱ） 400単位/月 等

④ 高い質と専門性を評価する加算の創設

- 質の高い支援を実施した場合に、支援の専門性と業務負担を評価。
 （初回加算、入院時情報連携加算、退院・退所加算、サービス担当者会議実施加算等7項目）

・ 初回加算 300単位/月
 ・ 入院時情報連携加算（Ⅰ） 200単位/月 等



⑤ 計画相談支援の基本報酬の見直し

- 上記①～④の見直しを踏まえ、一定程度適正化。



平成30年度の報酬改定では、計画相談支援に複数の加算メニューが登場しました。

相談支援の質の向上と併せ、収入増を目指す内容ですので、表面の補助と併せて、取りこぼしがないか今一度チェックしてみてください。

【新たな加算】（※）①③⑦は基本報酬不算定月にも当該加算のみで請求可能

①入院時情報連携加算	医療機関が求める情報を利用者等の同意を得て提供した場合(※)	医療機関訪問	200 単位/月
		訪問以外の方法	100 単位/月
②退院・退所加算	医療機関等から情報収集してサービス等利用計画を作成した場合		200 単位/回
③居宅介護支援事業所等連携加算	利用者情報を同意を得て提供し、居宅サービス計画作成に協力した場合(※)		100 単位/月
④医療・保育・教育機関等連携加算	医療機関等の職員と面談・協議の上で利用計画を作成した場合		100 単位/月
⑤初回加算	サービス等利用計画を新規作成し、指定サービス利用調整を行った場合		300 単位/月
⑥サービス担当者会議実施加算	モニタリング時、利用者への訪問面接に加え、利用計画に位置付けた福祉サービス担当者を招集して、心身等の状況確認や計画変更等の検討をした場合		100 単位/月
⑦サービス提供時モニタリング加算	事業所を訪問してサービス提供場面を直接確認し記録を作成した場合(※)		100 単位/月
⑧行動障害支援体制加算	知事が当該加算の対象と認める研修を修了した支援技術ある専門員を配置し、その旨公表している場合		35 単位/月
⑨要医療児者支援体制加算	加算の届け出をしていれば事業所の全ての専門員が実施する分について算定可能 また対象の障害特性を有する利用者への支援を行わない月も算定可能		35 単位/月
⑩精神障害者支援体制加算			35 単位/月

詳しくは厚労省事務連絡のHPをご参照ください。





平成31年度 家族会や職員研修にご活用ください!

神奈川県 意思決定支援 出前講座

なぜ『意思決定支援』が必要なのか…

大切な人のために、一緒にゆっくり考えていきませんか？

申込対象期間：平成 31 年 5 月 7 日から平成 32 年 3 月 27 日まで
(平成 31 年度分) ※ 土曜・日曜・祝日も申込み可能です
(日程調整等によりご希望に沿えない場合があります)

時 間 : 2時間程度

会 場 : 各施設で調整してください(体育館など)

費 用 : 無料

※ 出前講座終了後、アンケートへのご協力及び「実施報告書(別添)」の提出をお願いします

※ 講師略歴は事前にお渡ししますので進行等にお役立てください

対象施設：【裏面参照】県所管域の障害者支援施設

※ 昨年度未実施の 20 カ所

申込み方法：出前講座実施希望日の 1 ヶ月前までに、

別紙、講師派遣申込書を日本障害者協議会(JD)宛に

E-mail または FAX にてお申込みください【先着順】

※ 予定回数の上限に達した場合は期間途中であっても締め切らせていただきます

意思決定支援を
学ぼう!

問合せ先

<日程調整及び申込み等> 特定非営利活動法人 日本障害者協議会(JD)

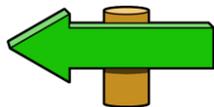
電 話 : 03-5287-2346 F A X : 03-5287-2347

E-mail : office@jdnet.gr.jp

<内容等> 神奈川県障害福祉課 地域生活支援グループ

電 話 : 045-210-4720(直通) F A X : 045-201-2051

E-mail : chiikiseikatsu.shien@pref.kanagawa.lg.jp



(参考)

平成 30 年度 神奈川県 意思決定支援 出前講座 実施状況

施設名称		施設名称	
1	素心学院	21	丹沢レジデンシャルホーム
2	清川ホーム	22	済 すぎな会愛育寮 / すぎなの郷
3	貴峯荘 / 貴峯荘湘南の丘	23	済 野百合園
4	進和やましろホーム	24	紅梅学園
5	進和あさひホーム	25	愛の森学園
6	はばたき進和	26	福田の里
7	ソーレ平塚	27	済 みどり園
8	済 鎌倉清和園	28	済 アガペ老番館
9	湘南希望の郷	29	済 星谷学園
10	済 湘南セシリア	30	済 足柄療護園
11	済 湘南あおぞら	31	さがみ野ホーム
12	ほうあんふじみのさと	32	綾瀬ホーム
13	済 永耕園	33	カビーナ貴志園
14	済 竹の子学園	34	済 神奈川県立中井やまゆり園
15	済 よるべ沼代	35	済 三浦しらとり園
16	水平線 / 入道雲	36	済 神奈川県立さがみ緑風園
17	済 やまばと学園	37	済 秦野精華園
18	くす葉学園	38	済 愛名やまゆり園
19	ライフステージ・悠トピア	39	済 厚木精華園
20	松下園	40	済 七沢学園

平成 30 年度は上記 20 カ所の施設で実施しました

出前講座で使用している、意思決定支援リーフレットは、
県障害福祉課ホームページ「障害者虐待・権利擁護のために」へ掲載しています。



QRコード

1 目的

医療技術の進歩等を背景として、新生児が出産直後に死亡するケースが減り、NICU等に入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児が増加していますが、医療的ケアを受け入れる体制は様々であり、地域によっては医療的ケア児に精通した職員が少ないこと、関係機関が別々に支援を行っており連携が不足していることなどが課題となっています。

そのため、県では医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材や支援を総合的に調整する人材を養成することを目的として以下の2つの研修を実施しています。

※「医療的ケア児等」とは

本事業において、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児や重症心身障害児等をいいます。

2 研修内容

(1) 医療的ケア児等支援者養成研修

【受講対象】

平成 30 年度 支援者養成研修修了者
(単位：人)

地域の事業所等で医療的ケア児等を支援している者及び今後支援を予定する方
(障害児通所支援事業所、保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ等)

【実施時期・修了者数・職種】

第1回：10月7日～10月8日（計12時間）

52名修了（@神奈川県総合医療会館）

第2回：11月23日～11月24日（計12時間）

57名修了（@茅ヶ崎市立病院）

職種	修了者数
相談支援専門員	42
看護師・准看護師等	11
看護師兼保育士	2
保健師	3
保育士	6
管理者	9
児童指導員	4
児童支援員	8
教員	4
その他	20
計	109

(2) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

【受講対象】

相談支援専門員、保健師、訪問看護師等、今後地域においてコーディネーターの役割を担う予定のある方

【修了者数】 11名（相談支援専門員、看護師）

【日数・実施時期】 4日間（2月3日～3月24日のうち）

【カリキュラム概要】

- ①総論、②医療、③本人・家族の思いの理解、④福祉、⑤ライフステージにおける支援、⑥支援体制整備、⑦計画作成のポイント、⑧演習（計画作成）、⑨演習（事例検討）

（計28時間以上）

（単位：人）

職種	障害保健福祉圏域					修了者数
	県西	湘南西部	県央	湘南東部	横須賀三浦	
相談支援専門員	2	2	1	1	2	8
看護師			1	2		3
計	2	2	2	3	2	11

（問合せ先：神奈川県障害福祉課地域生活支援グループ 鍋島 電話 045-210-4720）

障害者地域生活サポート事業及び障害者グループホーム運営事業 の見直しについて

1 見直しの趣旨

県では、平成 26 年度より障害者地域生活サポート事業及び障害者グループホーム等運営費補助事業を市町村事業推進交付金として事業実施してきたところですが、この間、国においては、障害福祉サービス等報酬改定が行われ、重度障がい者等の地域生活支援や医療的ケアが必要な障害児者の支援に向けたサービスの拡充が図られてきました。

また、県では、平成 30 年 3 月に策定した第 5 期障がい福祉計画において、重度障がい者の地域生活移行や医療的ケア児等を支える仕組みの構築に取り組んでいくこととしています。

こうした国制度の拡充、県の施策の方向性等を踏まえ、障害者地域生活サポート事業及び障害者グループホーム等運営費補助事業について見直しを行いました。

2 見直しの主な視点

(1) 障害者地域生活サポート事業

- 国報酬改定による加算やサービスの創設等により、国給付費で対応可能となった部分について、事業の廃止または交付基準額の見直し。
- 県の施策の方向性を踏まえた事業の見直し、創設
- グループホームを対象とした事業については、「障害者グループホーム運営事業」に一本化

(2) 障害者グループホーム等運営費補助事業

- 現行の「運営費基本」に、国報酬改定による共同生活援助サービス費の報酬単価の見直しを反映
- 障害者地域生活サポート事業のうち、グループホームを対象とした事業を一本化し、「障害者グループホーム運営事業」とする。

3 事業実施要領等

上記 2 事業の具体的な事業内容や要件につきましては、市町村により事業実施有無等が異なりますので、支給決定市町村等の規定を御確認ください。なお、見直しにあたり事業者の皆様から寄せられたご質問への回答等については、障害福祉情報サービスかながわに掲載しておりますので、併せてご確認ください。

URL : <http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/FileDir/CT3N2667.pdf>

問合せ先
障害福祉課施設指導グループ 中村
電話 045-210-1111 (内 4706)

市町村障害者福祉事業推進補助金（障害者地域生活サポート事業及び障害者グループホーム運営事業）における見直し結果

＜平成30年度まで＞

事業名等	事業内容	見直しの方向性
グループホーム等運営費補助事業	(1) 運営費基本分	障害支援区分（区分1～4）及び世話人配置ごとに運営費を助成 国報酬改定を反映した基準額の見直し
	(2) 初期受入支援加算	新規入所者を受入れた場合等に加算 維持継続
	(3) 上限管理事務加算	上限管理事務を行った場合に加算 維持継続
	(4) 設置費	初度備品費に対して助成 維持継続

＜平成31年度見直し後＞

事業名等	事業内容等	
グループホーム運営事業	(1) 運営費基本分	基準額の減
	(2) 初期受入支援加算	変更なし
	(3) 上限管理事務加算	変更なし
	(4) 設置費（初度調弁）	変更なし
	(5) 設置費（改修）	開設時のバリアフリー化等の改修工事等への助成
	(6) 家賃補助	施設から移行した利用者への家賃への助成
	(7) 特別介護支援費	障害者地域生活サポート事業に準じる
	(8) 重度重複障害者個別支援費	障害者地域生活サポート事業に準じる
	(9) 行動障害者支援費	障害者地域生活サポート事業に準じる
	(10) 医療的ケア支援費	障害者地域生活サポート事業に準じる
	(11) 遷延性意識障害者個別支援費	障害者地域生活サポート事業に準じる
	(12) 常勤支援員配置促進費	一定程度の常勤の生活支援員を配置した場合に助成
	(13) 体験利用促進費	重度者の体験利用を受け入れた場合に助成

障害者地域生活サポート事業	(1) バックアップ推進事業	バックアップ施設の役割を果たす法人等への補助	関連制度等の拡充に伴い廃止
	(2) グループホーム設置促進事業	開設時のバリアフリー化等の改修工事等への助成	グループホーム運営事業に組み込む
	(3) グループホーム介護支援事業	基準を超えて職員配置した場合の助成（支援区分2以上の利用者のみ）	要件、単価の見直し グループホーム運営事業に組み込む
	(4) グループホーム等地域生活移行推進事業	個別支援計画に基づく施設からの移行支援、移行後の支援に対する助成	国報酬改定を反映した基準額の見直し
	(5) グループホーム利用者地域支援事業	施設から移行した利用者への家賃補助	グループホーム運営事業に組み込む
	(6) 自立生活訓練支援事業	障害者支援施設や障害福祉サービス事業所が自立生活訓練計画に基づき実施する地域移行支援に対する助成	国サービスの拡充により、要件の見直し
	(7) 成人サービス移行促進事業	障がい児施設から支援困難ケースを受け入れた成人施設への助成	国報酬改定を反映した基準額の見直し
	(8) 単独型短期入所促進事業	指定基準に基づき、宿泊を伴う短期入所事業を通所施設等で行う場合に助成	国報酬改定を反映した基準額の見直し
	(9) 短期入所利用促進事業	短期入所事業所で支援困難ケースを受け入れた場合等に助成	国報酬改定を反映した基準額の見直し
	(10) 医療的ケア訪問支援事業	施設の医師等が、地域生活移行をした障害者にケアをした場合に助成	維持継続
	(11) 在宅障害者緊急通報システム事業	緊急在宅障害者が施設等に24時間連絡する体制を整備した場合に助成	維持継続
	(12) 障害者地域余暇活動支援事業	社会福祉法人等が地域において定期的に開催する住民参加の事業に対して助成	統合
	(13) 地域交流等支援事業	地域住民との交流等を通じて相互理解を促進する事業に対して助成	
	(14) 地域防災拠点事業	施設を災害時の緊急避難場所とするために必要な物品を整備した場合に助成	維持継続
	(15) 就労等基盤整備推進事業	就労に向けて、職場開拓や職場実習時の支援を行う場合に助成	国サービスの拡充により、廃止
	(16) 通所体験事業	通所サービスに在宅障害者の体験利用を受入れた場合に助成	基準額の見直し
	(17) 生活環境改善支援事業	入所施設において、個室を設置した場合に助成	維持継続
	(18) 特別介護支援事業	刑務所出所者や精神科病院退院者を受け入れて支援を行う場合に助成	国サービスの拡充により、基準額及び要件の見直し 一部、グループホーム運営事業に組み込む
	(19) 重度重複障害者個別支援事業	重度重複の障害者を受け入れて支援を行う場合に助成	
	(20) 行動障害者支援事業	行動障害者を受け入れて支援を行う場合に助成	国報酬改定を反映した基準額の見直し 一部、グループホーム運営事業に組み込む
	(21) 医療的ケア支援事業	医療的ケアが必要な障がい者を受け入れて支援を行う場合に助成	
	(22) 遷延性意識障害者個別支援事業	遷延性意識障害者を受け入れて支援を行う場合に助成	維持継続。 一部グループホーム運営事業に組み込む

障害者地域生活サポート事業	(廃止)	
	(移管)	
	(移管)	
	(1) グループホーム等地域生活移行推進事業	基準額の減
	(移管)	
	(2) 自立生活訓練支援事業	補助対象を障害者支援施設での実施に限る。
	(3) 成人サービス移行促進事業	基準額の減
	(4) 単独型短期入所促進事業	基準額の減
	(5) 短期入所利用促進事業	基準額の減
	(6) 医療的ケア訪問支援事業	変更なし
	(7) 在宅障害者緊急通報システム事業	変更なし
	(8) 地域交流等支援事業	地域住民との交流等通じた相互理解を目的に、社会福祉法人等が住民参加の事業等を実施する場合に助成
	(9) 地域防災拠点事業	変更なし
	(廃止)	
	(10) 通所体験事業	基準額の増
	(11) 生活環境改善支援事業	変更なし
(12) 特別介護支援事業	触法ケースや精神障害などで特別な支援が必要な障がい者（但し、地域生活移行個別支援特別加算及び社会生活支援特別加算の対象外の者）を受け入れた場合に助成	
(13) 重度重複障害者個別支援事業	基準額の減	
(14) 行動障害者支援事業	基準額の減 (対象者のスケールを国の現行のスケールに変更)	
(15) 医療的ケア支援事業	基準額の減	
(16) 遷延性意識障害者個別支援事業	変更なし	

障害者支援施設からの地域生活移行に活用できる加算・補助制度について

平成 31 年 4 月現在

本県では、第 5 期障がい福祉計画において、施設入所者の地域生活移行の促進を位置付け、各種施策に取り組んでいるところです。

障害者支援施設からグループホーム等への地域生活移行にあたり利用できる可能性のある（一部、市町村により補助実施の有無が異なる。）補助メニュー等は、以下のとおりです。なお、表中網掛けの行は、その他の要件なく移行（支援）を行うことで利用可能なメニューです。

1 障害者地域生活サポート事業（市町村により補助実施の有無が異なる）

申請者	補助対象	基準額	申請先
	グループホーム等地域生活移行推進事業 (移行支援及び移行後のフォローアップ)	30,440 円/月	支給決定市町村
入所施設	自立生活訓練棟支援事業 (専用スペースで自活訓練)	3,700 円/月	支給決定市町村
入所施設	医療的ケア訪問支援事業 (慣れた施設等の医師や看護師等が訪問し相談等援助)	医師 24,780 円/日 看護師等 9,480 円/日	施設入所時の支給決定市町村
社会福祉法人等	在宅障害者緊急通報システム事業 (オンコール体制のための通報システム整備)	5,000 円/月	支給決定市町村
通所事業所	通所体験事業 (未利用の日中活動系事業所のマッチングの為に体験。本体請求とは併給不可。)	サービスごとに定める額。 生活介護なら 12,830 円/日	支給決定市町村

2 障害者グループホーム運営事業（市町村により補助実施の有無が異なる）

申請者	補助対象	基準額	申請先
グループホーム	新築・改修工事	500 万円/建物	事業所所在市町村
グループホーム	初度調弁備品費	50 万円/住居	事業所所在市町村
グループホーム	初期受入支援加算（Ⅰ） (施設から移行しての初期受入から 12 ヶ月)	9,120 円/月	支給決定市町村

申請者	補助対象	基準額	申請先
グループホーム	移行者家賃支援費 (移行から3年間)	家賃の半額 (上限3万円/月)	支給決定市町村
グループホーム	特別援護支援費 (触法・虞犯。地域生活移行 個別支援特別加算と併給不 可。)	1,100 円/日	支給決定市町村
グループホーム	重度重複障害者個別支援 費	1,000 円/日	支給決定市町村
グループホーム	行動障害者支援費 (強行点数6～10点)	500 円/日	支給決定市町村
グループホーム	医療的ケア支援費	800 円/日	支給決定市町村
グループホーム	遷延性意識障害者個別支 援費	1,600 円/日	支給決定市町村
グループホーム	GH 介護支援費 (支援員の加配)	19,400 円/月	支給決定市町村
グループホーム	常勤支援員配置促進費 (生活支援員の5割又は8 割以上を常勤職員で配置。 GH 介護支援費と併給不 可。)	常勤割合及び 利用者の障害 支援区分ごと に、規定額。 7,200 円 ～ 41,900 円/月	支給決定市町村

3 障害者グループホーム体験利用促進事業費補助

申請者	補助対象	基準額	申請先
グループホーム	区分5以上の方の体験利 用に係る人件費	5,000 円/日	県
グループホーム	同、家賃のうち本人負担と なるべき額	家賃の半額 (上限3万円/月)	県

4 障害福祉サービス報酬

申請者	加算等	基準額	備考
入所施設	入院・外泊時加算 (I) (GH 体験利用等を含む外 泊中8日まで算定)	施設定員ごと に 247～320 単位/日	初日及び最終日には 基本報酬を請求。補足 給付費も算定可能※
入所施設	入院・外泊時加算 (II) (GH 体験利用等を含む外 泊中9日～82日まで算定)	施設定員ごと に 147～191 単位/日	原則として週1回以 上、必要な連絡調整等 を行うこと。

申請者	加算等	基準額	備考
入所施設	地域移行加算 (移行者への支援につき、 移行前2回・移行後1回算定)	500 単位/回 (計 1,500 単位)	生活介護利用者に限る
地域移行支援	地域移行支援 サービス費 (基本報酬)	2,336 単位/月 ～	移行実績等の要件を満たす場合は3,044 単位
地域移行支援	初回加算 (当該利用者の 利用初月)	500 単位/月	
地域移行支援	集中支援加算 (月に 6回以上対面支援)	500 単位/月	
地域移行支援	退院・ 退所月 加算	2,700 単位/月	
グループホーム	共同生活援助サービス費 (体験利用) (基本報酬)	障害支援区分 ごとに 272～ 691 単位	
グループホーム	日中サービス支援型共同生活援助 (体験利用・日中外部利用)	障害支援区分 ごとに 427～ 934 単位	
グループホーム	強度行動障害者地域移行特別加算	300 単位/日	

※ 入院・外泊中の施設入所者に係る補足給付費の算定にあたっては、あくまでも補足給付費が食費及び光熱水費の利用者負担を軽減するものであるから、適宜算定日数を減ずる等、当該利用者に現に要する食費及び光熱水費を上回らない請求とすること。

- 障害者地域生活サポート事業及び障害者グループホーム運営事業については、市町村ごとに実施の有無等が異なる場合がありますので、当該申請先となる市町村まで御確認ください。
- この他、グループホームについては、運営・支援上の課題に対する相談窓口及び訪問によるコンサルテーションの事業を実施しておりますので、あわせて御活用ください。

障がい者グループホームの運営法人・管理者のみなさまへ 運営相談、訪問研修します！

相談・訪問研修の費用は **無料** です。

グループホームの運営で困りごとや、誰かに相談したいことはありませんか？
ホームに専門職を派遣したり、訪問研修などを行います。

運営の改善

- ・運営方針と事業計画
- ・事業の将来戦略
- ・コンプライアンス
- ・人材確保と離職防止
- ・スーパーバイズ 等

人事 労務の改善

- ・業務の効率化
- ・記録の整備
- ・キャリアパス
- ・メンタルケア
- ・規程 規則の見直し 等



人材の育成

- ・支援能力の向上
- ・職員(管理者)研修
- ・目標の共有化
- ・モチベーションUP
- ・ハラスメント対策 等

その他ご相談ください

保健医療、栄養、介護保険、
高齢化への対応、成年後見、
法務、契約、金銭管理、防災、
消防、建築基準、不動産、
社会的ニーズ 等



受付

- ・対象の事業所は、神奈川県下(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く)で運営されている「共同生活援助事業所」です。
- ・内容により、お応え出来ない場合もあります。

まずは電話、FAX、メールで相談担当にご連絡ください。

—相談窓口—

**公益社団法人かながわ福祉サービス振興会
障がい者グループホーム運営支援担当**

電話で **045-514-1263** (平日 9:00~17:00)

FAXで **045-671-0295**

メールで **gh-soudan@kanafuku.jp**

郵送で 〒231-0023 横浜市中区山下町 23 番地 日土地山下町ビル 9 階

公益社団法人 かながわ福祉サービス振興会 障害者グループホーム運営支援担当
(武山・原・若松)

HP : <http://gh.kanafuku.jp/index.html>



障がい者グループホーム体験利用促進事業費補助金の活用について

県では、平成30年度より障がい者グループホーム体験利用促進事業費補助を実施しています。これは単に障害者支援施設等からの移行を目的とした利用だけでなく、対象となる利用者の方がグループホームで過ごすことを好まれるかの評価のための体験にも活用いただけます。

障害者支援施設等に入所等されている方のため、意思決定支援という観点からも、より積極的に活用いただくようお願いいたします。

1 補助対象となる方

- ・ 障害支援区分 5 又は 6 の方
- ・ 障害児入所施設、障害者支援施設、病院その他これに準ずる施設に入所又は入院している方

※本補助の対象とならない方であっても、市町村から支給決定を受けてグループホームを体験利用（国の給付費のみ算定）することは可能です。

※本補助が交付決定された場合には、国の給付費に加えて、補助金を交付します。

2 補助額

- (1) 体験利用の支援を提供するための人件費上乗せ相当額
5,000円/日額

- (2) 体験利用者を受け入れるにあたって要する家賃一部相当額
利用者が支払うべき家賃の 1 / 2 相当額（30,000円/月額を上限）

※体験先となるグループホームは、障害者支援施設等と同一法人でも構いませんが、補助対象はグループホームになります。

問合せ先

障害福祉課施設指導グループ 中村

電話 045-210-1111（内4706）

ファクシミリ 045-201-2051

障がい者グループホーム体験利用促進事業費補助金の概要

1 補助対象者と支払先

障害支援区分が5以上であって現に施設等に入所等している者について、グループホームへ支払う。

補助の重複(同一居室における複数の家賃補助受給等)を防ぐため、グループホームを運営する事業者から申請書の提出を受け、各事業者に直接交付する。

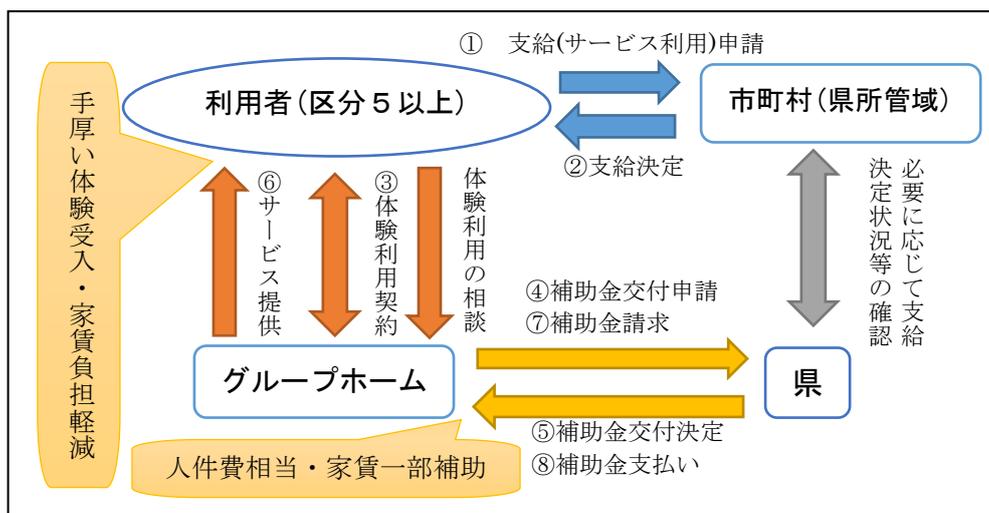
2 補助対象経費

- (1) 体験利用の支援を提供するための人件費上乗せ相当額
- (2) 家賃の一部相当額

3 補助単価(補助基準額)

- (1) 5,000円/人日とし、給付費による基本報酬の算定日数と連動する。
- (2) 月ごとに、利用者に請求される家賃の1/2相当額又は30,000円のいずれか低い額とする。

4 補助スキームと申請の流れ



利用者は、市町村の支給決定に基づきグループホーム(共同生活援助)事業者と契約し、利用する。

ここで、体験利用に係る補助を受ける場合には、次のことが分かる利用者の支給決定状況及び契約内容をもとに、補助に係る審査を行う。

- ・利用者の障害支援区分が5以上(5又は6)であること
- ・現に施設等に入所又は入院していること(その他必要な書類により確認)
- ・共同生活援助が支給決定されていること及びその期間
- ・体験利用に係る契約を締結している期間、居室及び家賃の額

(参考) 補助制度利用の流れ



障害児入所施設に入所する18歳以上の障害者の 成人サービスへの移行支援について

平成24年に児童福祉法の改正が施行され、福祉型障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所している原則18歳以上の方（以下「加齢児」という。）は、障害児入所施設に在籍できなくなりました。（児童相談所長の判断により20歳の誕生日前までは在籍可能。）

加齢児の在籍可能期間について、国においては、平成29年度末までを経過措置期間としておりましたが、平成32年度末まで経過措置期間が延長されました。理由は、主に都市部の障害児入所施設に在籍している加齢児に係る成人サービスへの移行について、強度行動障害者等の障害福祉サービスでの支援の提供の場が不足している状況があるためです。

障害児入所施設では、加齢児の成人サービス等への円滑な移行に向けて、障害福祉サービス等の体験利用等に取り組んでおります。体験利用の受け入れにあたってはこれまでも御協力をいただいていたところですが、引き続き、更なる御協力をいただきますようお願いいたします。

また、経過措置期間が終了する平成33年度以降、加齢児は原則障害児入所施設に在籍できなくなることから、障害者支援施設等におかれましては、入所の受け入れにつきましても御協力をいただきますよう、併せてお願いいたします。

<参考：支援困難な加齢児等を受け入れた場合の補助制度等>

1 障害者地域生活サポート事業（市町村により補助実施の有無が異なります）

申請者	詳細事業名	基準額	申請先
障害者支援施設 (受け入れ側)	成人サービス 移行促進事業	(1)強度行動障害など支援困難者の受入 利用者1人あたり 2,200円/日 (2)被虐待等要支援者の受入 利用者1人あたり 1,150円/日	支給決定市町村

2 障害福祉サービス報酬

サービス種別	加算名	報酬単価 (該当利用者のみ)	加算算定要件（簡略版）
施設入所支援	重度障害者支援加算（Ⅰ）	28単位/日	・利用者及び職員の人員配置に要件あり ※さらに22単位加算できる利用者要件あり
施設入所支援	重度障害者支援加算（Ⅱ）	7単位/日 180単位/日	・強度行動障害状態の利用者が入所していること ・職員の中に、強度行動障害支援者養成研修実践 研修及び基礎研修修了者がいること ※加算算定開始から90日間はさらに700単位加算で きる
施設入所支援	入所時特別支援加算	30単位/日	・利用者入所日から30日間に限って算定できる

問合せ先

施設指導グループ 岩下、長澤

電話 045-210-4724（直）

平成31年度 神奈川県強度行動障害支援者養成研修 実施予定

1 研修実施方法

平成27年度報酬改定において、強度行動障害支援者養成研修の修了者は、短期入所、施設入所支援、共同生活援助及び福祉型障害児入所施設の重度障害者支援加算等の算定要件となっています。これらの加算によっては、当該研修の受講状況等を踏まえ、算定要件に平成31年3月31日までの経過措置が設けられていましたが、経過措置は予定通り終了となりました。

本県においては、平成27年度から委託研修として実施し、平成28年度より県直営研修の実施及び指定研修を導入しております。本研修は、非常に受講ニーズの高い研修であり、県としては受講機会の確保のため、指定研修を実施していただける研修事業者の拡大を図りたいと考えています。

つきましては、指定研修実施を検討されている事業者は、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課施設指導グループにお問合せご相談ください。

○ 神奈川県 福祉子どもみらい局 福祉部 障害福祉課 施設指導グループ
電話：045-210-1111（内4725）

2 平成31年度の実施予定

(1) 基礎研修

障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者を対象とする。

区分	実施回数	定員	研修日数	開催時期等
直営	1回	100名	2日間（予定）	・11月～12月頃（今後調整）
委託	2回	100名/回	2日間（予定）/回	・7月3日～4日 ・11月13日～11月14日

(2) 実践研修

基礎研修を修了した者のうち、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者を対象とする。

区分	実施回数	定員	研修日数	開催時期
委託	2回	100名/回	2日間（予定）/回	・9月19日～20日 ・1月から2月頃を予定

《備考》

- (1) 募集案内については、ウェブサイト「[障害福祉情報サービスかながわ](#)」において、ご案内いたします。
- (2) 実践研修の対象者は、基礎研修修了者となります。

補助金等に係る財産処分等について

資料19

県の補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（不動産、機械及び器具等）について、処分の制限期間内に、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄するという処分（以下「財産処分」という。）を行おうとする場合には「補助金の交付等に関する規則」第17条に基づき、事前に、知事の承認を受ける必要があります。

また、国庫補助金等とあわせて県補助金等が交付されている場合、県は、国の承認等を確認後、承認等を行うこととなりますが、国への申請後、承認を得るまでに、6か月以上かかった事例がありました。

【参考：厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分の承認基準（概要）】

＜九州厚生局HP掲載資料＞

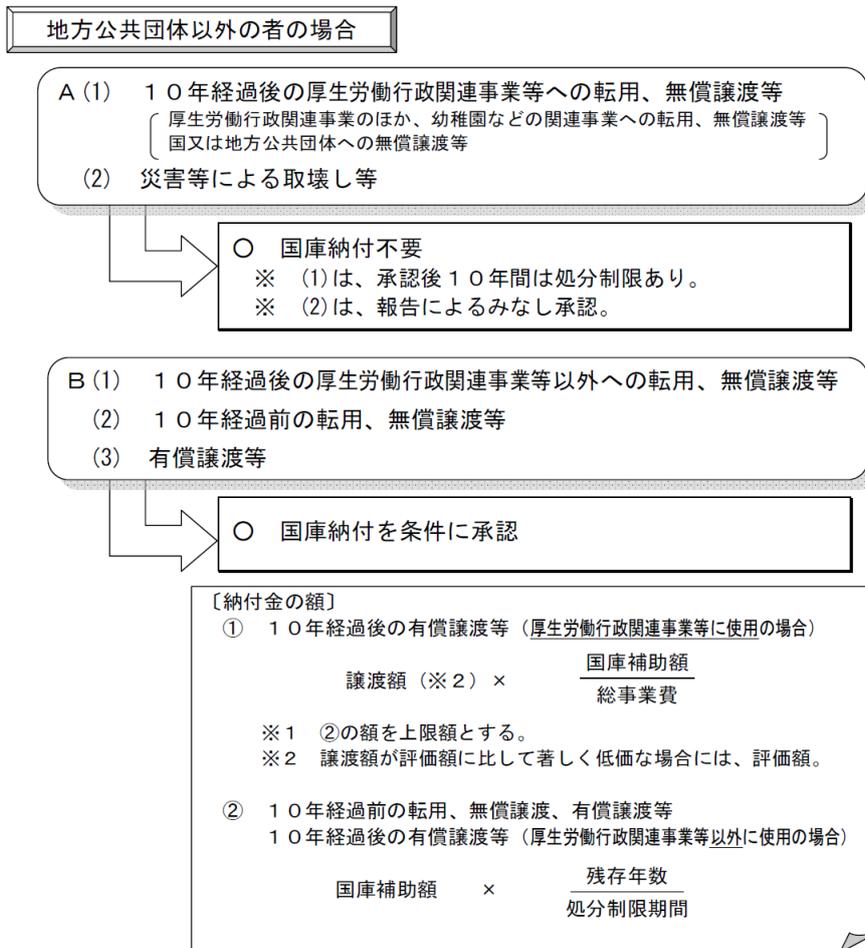
※詳細は、九州厚生局HP参照

ホーム > 業務内容

> 健康福祉課

> 地方厚生局に委任された補助金の交付等に関する業務

> 厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準



【注意】

(独)福祉医療機構等に対する担保提供について

社会福祉法人定款例では、(独)福祉医療機構等に対して基本財産を担保に供する場合、所轄庁の承認は必要としないされていますが、これは、社会福祉法等に基づくものであり、補助金適正化法に基づく財産処分の手続きは、別途必要となりますので、御注意ください。

- (注1) 地域再生法に基づく認定地域再生計画に係る財産処分については、手続不要。
- (注2) A(1)、B①の財産処分は、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していることを前提に行われるもの。
- (注3) 10年経過前でも、次の場合については、国庫納付不要。
 - ・市町村合併、地域再生等に伴う厚生労働関連事業等への転用、無償譲渡等（個別に認めた場合）
 - ・同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡等
 - ・やむを得ない取壊し等
- (注4) 10年経過前の有償譲渡等でも、次の場合には、①の算定式を使用。
 - ・市町村合併、地域再生等に伴う厚生労働関連事業等に使用する場合（個別に認めたもの）
 - ・同一事業を10年以上継続する場合

財産処分を行おうとする場合には、施設等の利用者等への配慮を十分行い、対象の財産に補助等を行った地元市町村等に相談した上で、できる限り早期に、必ず交付決定通知又は別添に記載の問い合わせ先に事前相談を行ってください。

また、補助を受けて整備した後、利用定員を減ずる場合、国の承諾が必要となる場合がありますので、同様に、できる限り早期に必ず事前相談を行ってください。

なお、県障害福祉課が所管する障害福祉施設等の整備に係る補助金等以外の補助金等に係る財産処分等については、各補助金等交付元にお問い合わせください。

1 障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金（障害者自立支援基盤整備事業費）

概要	交付元	電話番号
障害者地域作業所が新体系サービスに移行した際の改修工事費等に対する補助	障害福祉課 社会参加推進グループ	045(210)4709
相談支援事業所等の改修工事費等に対する補助	障害福祉課 地域生活支援グループ	045(210)4713
上記以外の改修工事費等に対する補助	障害福祉課 施設指導グループ	045(210)4724

2 障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金（移行定着支援事業）

概要	交付元	電話番号
小規模作業所等が新体系サービスに移行した際に、新たな事務処理等を定着させるために要した経費に対する補助	障害福祉課 社会参加推進グループ	045(210)4709

3 障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金（相談支援体制整備特別支援事業）

概要	交付元	電話番号
相談支援事業、ピアサポートに関する事業の実施や居住サポート事業の立ち上げに要した経費等に対する補助	障害福祉課 地域生活支援グループ	045(210)4713

4 障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金（障害者自立支援法施行特別対策事業費）

概要	交付元	電話番号
既存の公共施設等に設置されている身体障害者用トイレにオストメイト対応トイレ設備の整備に要した経費に対する補助	障害福祉課 事業支援グループ	045(210)4717

5 障害者就労訓練設備等整備事業補助金

概要	交付元	電話番号
施設及び小規模作業所が、新体系サービスに移行した際に、就労訓練設備等の整備に必要とした経費に対する補助	障害福祉課 社会参加推進グループ	045(210)4709

※ 上記1～5以外の施設の整備、耐震化、スプリンクラー整備等に対する補助金については、障害福祉課施設指導グループ（045-210-4724）にお問い合わせください。

障害福祉施設等における防犯に係る安全確保の点検及び取組状況の調査結果

1 調査概要

平成 30 年 11 月 12 日付けで調査を依頼し、12 月 3 日を期日として提出を求めたところ、現在、242 の施設・事業所から有効な回答が寄せられた。

2 回答施設種別の内訳

- ・障害者支援施設 33
 - ・障害児入所施設 3
 - ・共同生活援助 36 → グループホーム
 - ・短期入所(単独) 1
 - ・その他通所系 169
- } 入所施設
- } 通所系

3 調査結果と前回比較

設問	入所施設			グループホーム		通所系	
	H28. 11	H29. 12	H30. 12	H29. 12	H30. 12	H29. 12	H30. 12
来訪者への声掛け	85%	83%	86%	76%	75%	79%	87%
防犯訓練等の実施	58%	86%	81%	44%	67%	46%	45%
防犯等マニュアル (職員の役割分担)	56%	64%	67%	51%	78%	59%	52%
警察等との連携	50%	67%	67%	29%	39%	29%	25%
地域との交流	87%	92%	89%	70%	75%	62%	60%
防犯設備対策	52%	92%	86%	54%	44%	49%	50%
物理的強化	29%	64%	53%	44%	53%	58%	49%
接近の制御	60%	81%	83%	51%	50%	61%	60%
監視性の確保	62%	97%	94%	62%	69%	69%	69%

※ 入所系施設は障害者支援施設及び障害児入所施設で、県所管域及び県立施設のみ。

※ GH、通所系施設には指定都市内等の事業所が任意回答したものが一部含まれる。

4 防犯に係る取り組み状況

(1) 入所施設

入所施設に関しては、平成 29 年度の結果と比較して、大きな増減は見られなかった。「防犯設備対策」「物理的強化」の実施率が若干減少した。物理的な防犯対策については、平成 28 年度以降、各施設とも一定程度対応が図られ、収束しつつあるものと考えられる。

(2) グループホーム

県が平成 30 年度に実施した、防犯対策にかかる講習会では、グループホーム職員を主たる対象とし、ソフト面の対策を重点に、少額の予算で実施可能な防犯対策を紹介した。

今回のアンケートの結果では、グループホームにおける「防犯訓練の実施」「防犯等マニュアル」の実施率がいずれも 2 割強増加している。平成 30 年度のアンケート回答件数が H29 年度より減少しているため、単純に比較はできないが、グループホームにおいても、防犯にかかる意識を持ち、実施可能な対策に一定程度取り組んでいる様子が見られる。

(3) 通所系

通所系に関しては、「来訪者への声掛け」の実施率が若干向上している他は、平成 29 年度の結果と比較して大きな増減は見られなかった。

5 H31 年度防犯研修会の開催予定について

(1) 防犯研修会

障害福祉施設等を対象として、施設における防犯対策や危機管理に関する知識の向上を図るための研修会を開催。(年 3 回予定)

(2) 防犯マニュアル作成研修会

防犯マニュアルの作成に関する研修会の開催。(年 3 回予定)

※開催期日及び応募等については決定次第、障害福祉情報サービスかながわへの掲載及びメール配信をします。(7 月～9 月頃を予定)

社会福祉施設等における点検項目
(県所管域 取りまとめ結果)

1 日常の対応

(1) 所内体制と職員の共通理解	入所施設			GH		通所系	
	H28.11月調査	H29.12月調査	H30.11月調査	H29.12月調査	H30.11月調査	H29.12月調査	H30.11月調査
ア 不審者への対応や、利用者で体力のない人・身体の不自由で体力のない人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、利用者の安全や職員（嘱託の警備員等を含む。）の護身を含め、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により、企図的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図っているか。	79%	89%	81%	75%	81%	80%	75%
イ 防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、協力体制の下、安全の確保に当たっているか。	56%	83%	72%	67%	69%	70%	69%
ウ 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。また、外部からの人の立入りができる場所と立入りを禁じる場所とを区分けしたり、各出入口の開錠時間等を整理した上で施設内に掲示したり、非常口の鍵を内側からしか開けられなくしたりするなどの工夫をしているか。	65%	72%	83%	49%	58%	63%	70%
エ 職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証やリボンその他を身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できるようにしているか。	62%	72%	72%	38%	44%	61%	54%
オ 来訪者に“どこへ行かれますか？”“何かお手伝いしましょうか？”といった声をかけることとし、実践しているか。	85%	83%	86%	76%	75%	79%	87%
カ 夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線となっているか。	71%	83%	78%	48%	50%	55%	47%
キ 来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員に確認したりしているか。	88%	100%	94%	87%	97%	97%	97%
ク 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施しているか。	58%	86%	81%	44%	67%	46%	45%
ケ 通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。	71%	89%	83%	63%	78%	72%	74%
コ 万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先・連絡方法（緊急連絡網）をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。	73%	78%	89%	84%	94%	90%	92%
サ 緊急事態発生時に、利用者に動揺を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合言葉」をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。	25%	53%	39%	17%	11%	26%	21%
シ 日常時を含めた防犯・危機管理に係るマニュアルや手順書を整備し、職員に周知しているか。	—	64%	67%	51%	78%	59%	52%
(2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携							
	入所施設			GH		通所系	
ア 市町村の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。また、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。	44%	56%	53%	52%	83%	56%	52%
イ 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設等内で周知徹底しているか。	88%	94%	92%	78%	89%	82%	78%
ウ 近隣の警察署等に施設の図面を提供して、防犯に係るアドバイスをもらうなど、連携が図れているか。	50%	67%	67%	29%	39%	29%	25%
(3) 施設等と利用者の家族の取組み							
	入所施設			GH		通所系	
ア 利用者に対し、犯罪や事故から身を守るため、施設等内外における活動に当たっての注意喚起を行っているか。また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかけているか。	46%	67%	56%	68%	78%	64%	60%

(4) 地域との協同による防犯意識の醸成	入所施設			GH		通所系	
	H28.11月調査	H29.12月調査	H30.11月調査	H29.12月調査	H30.11月調査	H29.12月調査	H30.11月調査
自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備(街灯、防犯灯など)の維持管理状況を把握し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするなど、地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているか。	37%	69%	61%	46%	44%	42%	30%
地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めているか。	87%	92%	89%	70%	75%	62%	60%

(5) 施設整備面における防犯に係る安全確保	入所施設			GH		通所系	
	H28.11月調査	H29.12月調査	H30.11月調査	H29.12月調査	H30.11月調査	H29.12月調査	H30.11月調査
利用者の属性や施設等の態様、周辺の環境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じているか。							
① 警報装置・防犯監視システム・防犯カメラ・警備室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策(そのような対策をしていることを施設内に掲示することも含む)	52%	92%	86%	54%	44%	49%	50%
② 対象物の強化(施設を物理的に強化して侵入を防ぐ) 例:玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。防犯性能の高い建物部品のうち、ウインドフィルムを窓ガラス全面に貼り付ける。防犯性能の高い建物部品(ドア、錠、サッシ、ガラス、シャッター等)に交換する。	29%	64%	53%	44%	53%	58%	49%
③ 接近の制御(境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ) 例:道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。敷地や建物への出入口を限定する。	60%	81%	83%	51%	50%	61%	60%
④ 監視性の確保(建物や街路からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ) 例:夜間等、人の出入りを感じするセンサー付ライトや、行政による街灯等の設置など照明環境の整備を行う。植木等を剪定し、建物から外周が、外周から敷地内が見通せる環境にする。防犯カメラを設置する。	62%	97%	94%	62%	69%	69%	69%
イ 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。	79%	86%	83%	81%	75%	86%	89%
ウ 施設管理上重要な設備(例えば、電源設備など)への施設その他の厳重な管理と、その施設等の管理の状況を毎日点検しているか。	73%	72%	83%	65%	47%	69%	75%
エ 警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。また、警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにする対策を講じているか。	27%	81%	56%	37%	50%	45%	46%

(6) 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保	入所施設			GH		通所系	
	H28.11月調査	H29.12月調査	H30.11月調査	H29.12月調査	H30.11月調査	H29.12月調査	H30.11月調査
ア 施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者・家族に対し注意喚起を行っているか。	67%	78%	69%	70%	64%	64%	67%
イ 来所・退所時の経路を事前に指定し、利用者・家族に対する指定された経路の利用に係る依頼・指導等を行っているか。特に児童通所施設においては、来所及び帰宅途上で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ利用者とその家族等に周知しているか。	42%	50%	44%	46%	64%	44%	44%
ウ 利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しているか。	94%	100%	100%	95%	100%	100%	99%
エ 施設外での諸活動時・来所退所時の連絡受領体制を確保しつつ、利用者とその家族等に対する施設又は担当者の連絡先の事前周知を行っているか。	88%	92%	94%	86%	94%	91%	91%
オ 施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努めているか。	92%	97%	97%	90%	86%	90%	91%
カ 施設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示しているか。	54%	53%	42%	27%	36%	40%	37%
キ 施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、防犯に係る安全確保等に係るパンフレットなどを配付して注意喚起しているか。	8%	14%	3%	14%	19%	19%	9%

2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

(1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制	入所施設			GH		通所系	
	H28.11月調査	H29.12月調査	H30.11月調査	H29.12月調査	H30.11月調査	H29.12月調査	H30.11月調査
ア 施設等周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。							
① 不審者を職員等が直接見かけたときや利用者の家族からの連絡を受けたときその他直接に第一報を得たときは、より適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報収集を行うこと。さらに、必要に応じ、事前に構築している連絡体制に基づき、警察に情報提供するとともに、市町村の施設・事業所管課等に連絡を行い、近隣の社会福祉施設等への連絡その他を求める。	65%	86%	86%	71%	83%	82%	77%
② 事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、複数の職員による対処体制を確立する。	71%	92%	92%	78%	89%	82%	81%
③ (利用者の年齢や心身の状態に応じて)利用者に対して、また、その家族等に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意喚起する。	79%	89%	92%	81%	92%	83%	87%
④ 利用者の安全確保のため、その家族等や近隣住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会や防犯協会等の地域活動団体等の協力を得る。また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民等と迅速に情報共有を行う。	35%	69%	58%	52%	61%	54%	51%
⑤ 利用者に危害の及ぶ具体的なおそれがあると認める場合は、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等からの助言を得ることとし、当該助言を踏まえて、必要に応じ、上記1.(5)の施設設備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配置、期間限定での警備員の配置、通所施設においては当該施設を臨時休業するなど、想定される危害や具体化する可能性に即した警戒体制を構築する。	44%	75%	69%	51%	67%	56%	57%
(2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等							
ア 施設等内に不審者が立ち入った場合に備え、次のような措置をとる体制を整備しているか。							
① 不審者が施設内に立ち入り、利用者に危害を加える具体的おそれがあると判断した場合は、直ちに警察に通報するとともに、利用者の家族、市町村の施設・事業所管課等に対しても、速やかに連絡する。	83%	97%	94%	89%	94%	94%	93%
② 事前に整理した緊急連絡網や合い言葉などを活用して、利用者を動揺させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する。	56%	83%	78%	63%	75%	67%	66%
③ 不審者に対し利用者から離れた場所に移動を求め、直ちに利用者を退避させるなど、人身事故が起きないよう事態に対応する。特に、乳幼児、高齢者や障害者で、円滑な移動に制約のある者の退避については、十分に留意する。加えて、これらの対応の過程においては、やむを得ない場合を除き、不審者をいたずらに刺激しないよう言葉遣い等に配慮したり、利用者の安全が確保済みであることを前提にその場から待避することも視野に入れたりするなどして、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。	63%	92%	89%	75%	81%	86%	84%
④ 不審者に立退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、再侵入に備え、敷地外に退去したことを見届けて閉門・しばらく残って様子を見る等の対応をする。	62%	89%	86%	78%	67%	88%	87%
⑤ 不審者の立入りを受けつつ重大な結果に至らなかったときであっても、再度の立入りの可能性について検討し、必要に応じて点検項目を見直すなど体制を整えたとともに、想定される危害や具体化する可能性に即して、上記(1)の体制を確保する。	65%	83%	83%	78%	67%	84%	82%

神奈川県介護賞

神奈川県社会福祉関係者等表彰

介護賞・社会福祉関係者等表彰は、県内において多年にわたり介護等の社会福祉事業に携わり、献身的に働いている方々の業績をたたえ、ご本人を表彰するとともに、広く介護に従事する方々の励みとしていただくため、創設した表彰です。

神奈川県介護賞

【表彰要件案】

社会福祉法第2条に定める事業を行う社会福祉施設等で、介護職員、生活支援員、児童指導員等として介護業務に現に従事している者

- (1) 業務従事期間 20 年以上かつ、県内従事期間 10 年以上
- (2) 年齢 40 歳以上
- (3) 次のいずれかの表彰を受賞している者

- ・ 神奈川県社会福祉関係者等表彰
- ・ 神奈川県ホームヘルパー表彰
- ・ 指定都市長又は中核市長の社会福祉功労者表彰

社会福祉関係者等表彰

【表彰要件案】

- | | |
|------------------------|-----------|
| (1) 社会福祉施設等の長・社会福祉法人役員 | 15 年以上 |
| (2) 社会福祉団体等役員 | 15 年以上 |
| (3) 社会福祉施設等従事者 | 15・20 年以上 |
| (4) ボランティア活動 | 10 年以上 |

※ (1) ~ (3) については、神奈川県社会福祉協議会会長表彰又は社会福祉の功労による市町村長表彰の受賞者かつ、年齢 40 歳以上の者

推薦について

2019 年 6 月頃に推薦募集を開始しますので、県ホームページ、障害福祉情報サービスかながわ等により別途お知らせします。

■ 問合せ先 ■

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課地域福祉グループ
電話 (045) 210-4750 FAX (045) 210-8859

かながわ福祉みらい賞

～若手職員・若手チームの取組みを表彰します！～

かながわ福祉みらい賞は、県内の社会福祉施設等において、利用者の直接支援業務に携わる若い福祉従事者で、業務上有益な創意工夫や改善、支援方法の優れた取組み等により、他の社会福祉施設の目標や模範となるような功績があった方を表彰します。



表彰要件等案

対象

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する社会福祉施設等において、利用者の直接支援業務に従事している者又はチーム等の団体

個人表彰要件

- (1) 介護職員、生活支援員、児童指導員等の者
- (2) 年齢 40 歳未満
- (3) 在職期間が常勤職員として通算 7 年以上
- (4) 研究発表、地域貢献、人材育成等の取組みにおいて、他の社会福祉施設等の目標・模範となり、対外的にも顕著な功績があること

団体表彰要件

- (1) 介護職員、生活支援員、児童指導員等を過半数とする団体
- (2) 代表者を含む過半数が 40 歳未満
- (3) 研究発表、地域貢献、人材育成等の取組みにおいて、他の社会福祉施設等の目標・模範となり、対外的にも顕著な功績があること

推薦について

2019年6月頃に推薦募集を開始しますので、県ホームページ、

障害福祉情報サービスかながわ等により別途お知らせします。

■ 問合せ先 ■

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課地域福祉グループ

電話 (045) 210-4750 FAX (045) 210-8859

福祉サービス第三者評価事業について

1 第三者評価推進事業とは

事業者が提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業。

社会福祉法（抜粋）

（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第 78 条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

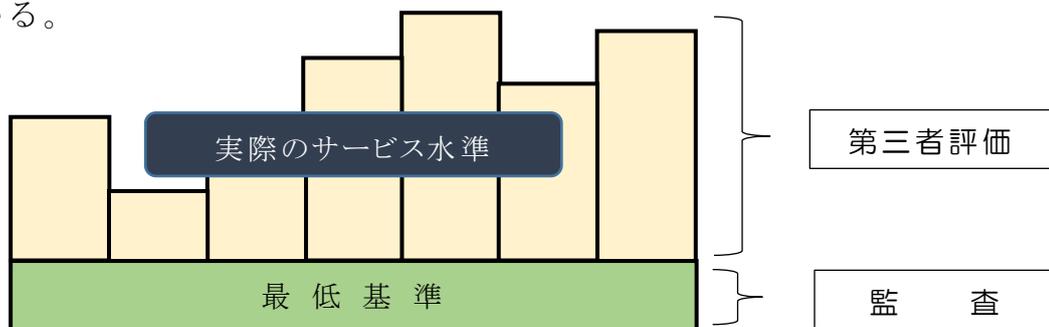
2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。 ⇒ 福祉サービス第三者評価事業の根拠

2 目的

- (1) 社会福祉法第 78 条第 1 項の趣旨を踏まえ、個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること。
- (2) 福祉サービス第三者評価を受審した結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

3 最低基準及び監査との関係

福祉サービスにおける第三者評価事業は、事業者の提供するサービスの質の向上を目的としているため、第三者評価基準については、社会福祉施設の最低基準のような施設を運営していく上で最低限備えていなければならない基準と同じ水準の基準ではなく、よりよいサービス水準へ誘導するための基準としている。



出典：厚生労働省福祉サービスの質に関する検討会「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」（平成 13 年 3 月 23 日）

4 制度上の位置付け

- 福祉サービス第三者評価は、社会福祉法に定められている福祉サービスを対象とした任意の制度として、平成 16 年度から実施しているが、社会的養護関係施設（※1）においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により、平成 24 年から、3 年に 1 回の受審が義務付けられている。

⇒ 3 年に 1 回に限り、308 千円を上限に、措置費の第三者評価受審費加算を算定することができる。

※1 乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設

- 子ども・子育て新制度では、保育所等について、第三者評価の受審を努力義務化している。また、「日本再興戦略」改訂 2015（平成 27 年 6 月 24 日閣議決定）において、平成 31 年度末までに全ての保育事業者において第三者評価の受審が行われることを目指すとされている。

⇒ 5 年に 1 度の受審が可能となるよう、第三者評価の受審及び評価結果の公表を行った事業者に対して、受審費用の一部を公定価格の加算（上限 15 万円）として補助している。

- 国は、介護保険サービスに係る基準通知及び障害福祉サービス等の運営に関する基準等の解釈通知の一部を改正することにより、平成 30 年 4 月から、対象となる介護保険及び障害福祉サービス事業所等は、サービス提供の開始に当たり、利用申込者又はその家族に対して「福祉サービス第三者評価の実施の有無」「評価結果の開示状況」等をサービスの選択に資すると認められる重要事項として説明することとされた（重要事項説明に項目を追加）。

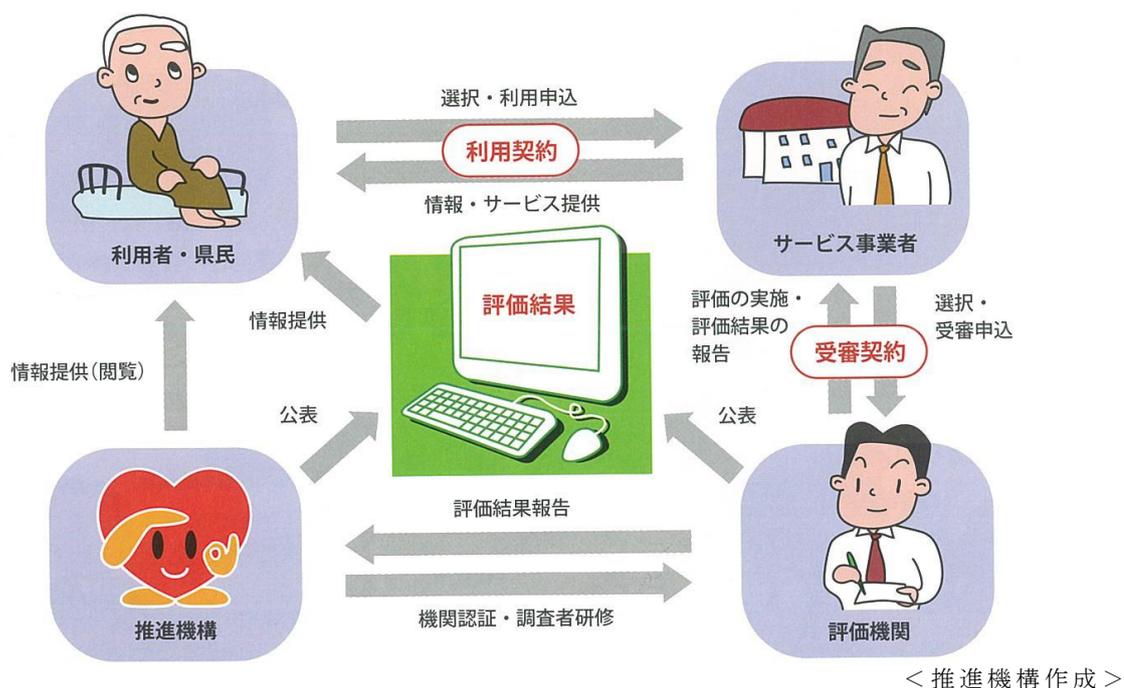
- 地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護）については、介護サービス外部評価制度の受審が義務付けられており、それを受審することで、福祉サービス第三者評価を受けたものと見なされる。

5 本県における第三者評価の仕組み等

- 神奈川県では、本県における福祉サービスの第三者評価の推進組織（※2）として、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会に、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（以下「推進機構」という。）を設置し、事業を推進している。

※2 国のガイドラインにより、各都道府県に一つに限り設置するものとされている。

- これまで横浜市及び川崎市では、推進機構と連携を図りつつ、独自の評価項目・手法で運用してきましたが、推進機構、横浜市、川崎市及び県が協働して事業の見直しを行い、利用者及び事業者が評価結果を比較しやすい仕組みとなるよう、平成 31 年度から、県全域で共通の評価基準により運用することとしました。



事務連絡
平成31年3月18日

各 都道府県 成年後見制度利用促進担当課 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室
厚生労働省老健局総務課
認知症施策推進室

成年後見制度の診断書の書式の改定と本人情報シートの導入について（周知依頼）

日頃より、成年後見制度の利用促進の取組にご尽力いただきありがとうございます。

標記については、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月閣議決定。以下「基本計画」という。）において、「成年後見制度の利用及び類型の決定手続において、本人の精神の状態を判断する医師が、本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め、十分な判断資料に基づき判断することができるよう、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための方策について検討するとともに、その判断について記載する診断書等の在り方についても検討する」とされたことを踏まえ、最高裁判所において検討が行われてきたところです。

今般、最高裁判所より、本年4月から、別添資料のとおり

- ・ 診断書の書式を改定するとともに、
- ・ 医師が診断書を作成するに当たっての参考資料とするために、本人を支える福祉関係者が本人の日常生活や社会生活の状況に関する情報を記載する「本人情報シート（作成は任意）」を新たに導入する

こととする旨、情報提供がありました。

※ 本人情報シートについては、ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士等）として本人の支援に関わっている方（介護支援専門員、相談支援専門員、病院・施設の相談員、市町村が設置する地域包括支援センターや、社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センターの職員等）によって作成されることが想定されています。

各都道府県におかれましては、管内市区町村の成年後見制度利用促進担当及び本人情報シートの作成に関わることが想定される関係者に対して、幅広く周知いただくとともに、基本計画の趣旨を踏まえ、関係者における同シートの作成等、円滑な運用の実現に御配慮いただきますようお願いいたします。

診断書及び本人情報シートの裁判所における運用に関する御質問については、各家庭裁判所にお問い合わせください。

なお、別途、医政局総務課より都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部局宛に医療機関への周知依頼についての事務連絡が発出されていることを申し添えます。

記

〔送付資料〕

（別添）別添書式・手引き（最高裁判所事務総局家庭局）

1 氏名	男・女
	年 月 日生 (歳)
住所	
2 医学的診断	
診断名 (※判断能力に影響するものを記載してください。)	
所見 (現病歴, 現在症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)	
各種検査	
長谷川式認知症スケール	(<input type="checkbox"/> 点 (年 月 日実施) <input type="checkbox"/> 実施不可)
MMSE	(<input type="checkbox"/> 点 (年 月 日実施) <input type="checkbox"/> 実施不可)
脳の萎縮または損傷の有無	
<input type="checkbox"/> あり ⇒ (<input type="checkbox"/> 部分的にみられる <input type="checkbox"/> 全体的にみられる <input type="checkbox"/> 著しい <input type="checkbox"/> 未実施)	
<input type="checkbox"/> なし	
知能検査	
その他	
短期間内に回復する可能性	
<input type="checkbox"/> 回復する可能性は高い <input type="checkbox"/> 回復する可能性は低い <input type="checkbox"/> 分からない	
(特記事項)	
3 判断能力についての意見	
<input type="checkbox"/> 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができる。	
<input type="checkbox"/> 支援を受けなければ, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することが難しい場合がある。	
<input type="checkbox"/> 支援を受けなければ, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができない。	
<input type="checkbox"/> 支援を受けても, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができない。	
(意見) ※ 慎重な検討を要する事情等があれば, 記載してください。	



裏面に続く

判定の根拠

(1) 見当識の障害の有無

- あり ⇒ (まれに障害がみられる 障害がみられるときが多い 障害が高度)
 なし

[]

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

- あり ⇒ (意思疎通ができないときもある 意思疎通ができないときが多い
 意思疎通ができない)
 なし

[]

(3) 理解力・判断力の障害の有無

- あり ⇒ (問題はあるが程度は軽い 問題があり程度は重い 問題が顕著)
 なし

[]

(4) 記憶力の障害の有無

- あり ⇒ (問題はあるが程度は軽い 問題があり程度は重い 問題が顕著)
 なし

[]

(5) その他 (※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。)

[]

参考となる事項 (本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等)

※ 「本人情報シート」の提供を 受けた 受けなかった
(受けた場合には、その考慮の有無、考慮した事項等についても記載してください。)

以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

【医師の方へ】

- ※ 診断書の記載例等については、後見ポータルサイト (<http://www.courts.go.jp/koukenp/>) からダウンロードできます。
※ 参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは、本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として、本人の介護・福祉担当者が作成するシートです。提供があった場合は、診断への活用を御検討ください。
※ 家庭裁判所は、診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき、本人の判断能力について判断します (事案によって医師による鑑定を実施することがあります)。

本人情報シート（成年後見制度用）

- ※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
- ※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
- ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

<p>本人</p> <p>氏名： _____</p> <p>生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日</p>	<p>作成者</p> <p>氏名： _____ 印</p> <p>職業(資格)： _____</p> <p>連絡先： _____</p> <p>本人との関係： _____</p>
--	--

1 本人の生活場所について

自宅（自宅での福祉サービスの利用 あり なし）

施設・病院

→ 施設・病院の名称 _____

住所 _____

2 福祉に関する認定の有無等について

介護認定（認定日： _____ 年 _____ 月）

要支援（1・2） 要介護（1・2・3・4・5）

非該当

障害支援区分（認定日： _____ 年 _____ 月）

区分（1・2・3・4・5・6） 非該当

療育手帳・愛の手帳など（手帳の名称 _____）（判定 _____）

精神障害者保健福祉手帳（1・2・3 級）

3 本人の日常・社会生活の状況について

(1) 身体機能・生活機能について

支援の必要はない 一部について支援が必要 全面的に支援が必要

（今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等）

(2) 認知機能について

日によって変動することがあるか： あり なし

（※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。

エの項目は裏面にあります。）

ア 日常的な行為に関する意思の伝達について

意思を他者に伝達できる 伝達できない場合がある

ほとんど伝達できない できない

イ 日常的な行為に関する理解について

理解できる 理解できない場合がある

ほとんど理解できない 理解できない

ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について

記憶できる 記憶していない場合がある

ほとんど記憶できない 記憶できない

エ 本人が家族等を認識できているかについて

- 正しく認識している 認識できていないところがある
 ほとんど認識できていない 認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる精神・行動障害について

- 支障となる行動はない 支障となる行動はほとんどない
 支障となる行動がときどきある 支障となる行動がある

(精神・行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等)

(4) 社会・地域との交流頻度について

- 週1回以上 月1回以上 月1回未満

(5) 日常の意思決定について

- できる 特別な場合を除いてできる 日常的に困難 できない

(6) 金銭の管理について

- 本人が管理している 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
 親族又は第三者が管理している

(支援(管理)を受けている場合には、その内容・支援者(管理者)の氏名等)

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

(※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。)

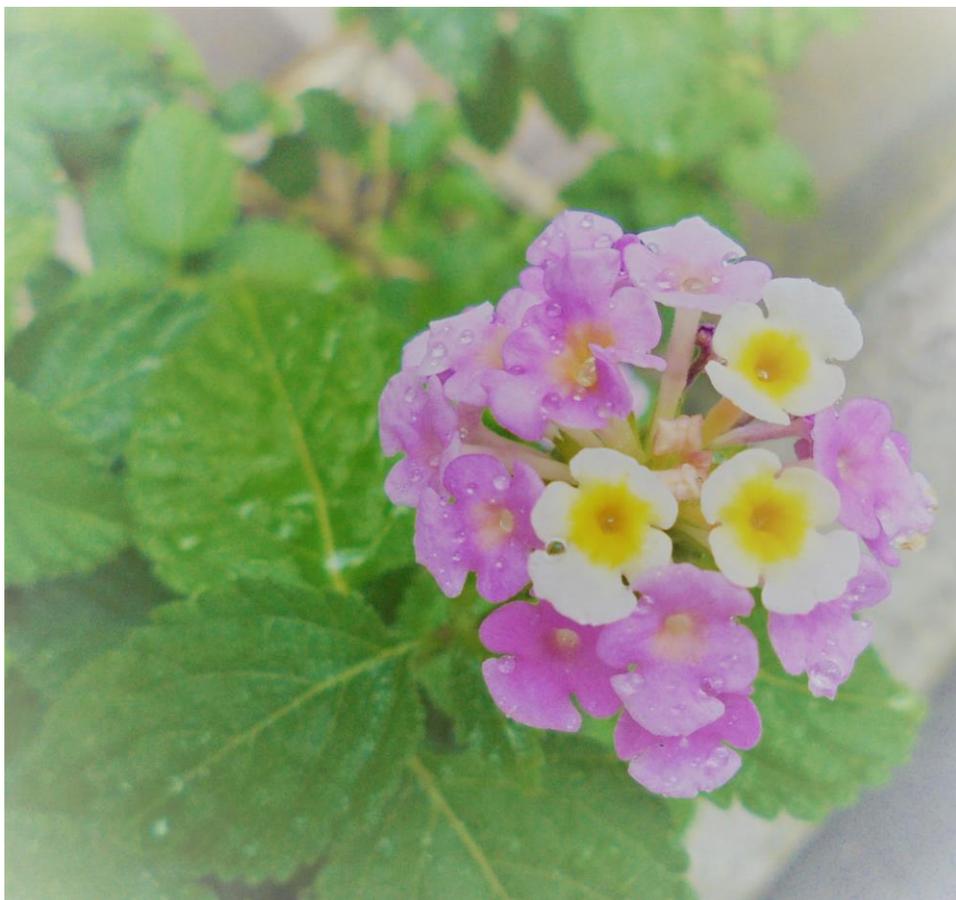
5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに關する本人の認識

- 申立てをすることを説明しており、知っている。
 申立てをすることを説明したが、理解できていない。
 申立てをすることを説明しておらず、知らない。
 その他

(上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

(※御意見があれば記載してください。)



ご案内の内容

- 1 加算対象のサービスの種類
- 2 加算の内容
- 3 加算の条件
- 4 対象となる事業者
- 5 申請窓口

障害福祉サービス事業 に関する加算について

～矯正施設・少年院を退所した障害者等の
地域生活を支援するために～

対象者を受け入れた福祉事業所へは、手厚い福祉的支援を行えるよう

「地域生活移行個別支援特別加算」・「社会生活支援特別加算」を算定
することができます。



■「地域生活移行個別支援特別加算」

1 加算対象のサービスの種類

- (1) 共同生活援助(グループホーム)
- (2) 宿泊型自立訓練
- (3) 施設入所支援



2 加算の内容

矯正施設等を退所した者等に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合に加算を算定

- (1) 障害者支援施設
地域生活移行個別支援特別加算（Ⅰ） 12単位/日
（体制加算）
地域生活移行個別支援特別加算（Ⅱ） 306単位/日
（個人加算・・・対象者個々への加算）
- (2) 障害者支援施設以外
地域生活移行個別支援特別加算 670単位/日
（個人加算・・・対象者個々への加算）

3 加算の条件

- (1) 事業所に、加算対象者の支援に対して適切な支援を行うために、必要な数の生活支援員を配置できること。
- (2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する職員が配置され指導体制が整えられている。
- (3) 精神科を担当する医師による定期的な指導が月2回以上行われている。(施設入所支援のみ)
- (4) 事業所の従業者全員に対して、加算対象者の支援に関する研修を年1回以上行っている。
- (5) 保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、医療観察法に基づく指定医療機関又は精神保健福祉センター等の関係機関との協力体制が整っている。
- (6) 加算は支援等を開始した日から起算して3年以内。：注

4 対象となる事業者

- (1) グループホーム
- (2) 宿泊型自立訓練事業所
- (3) 障害者支援施設
ア 地域生活移行個別支援特別加算Ⅰ
イ 地域生活移行個別支援特別加算Ⅱ

5 申請窓口

※ 事業所を所管するそれぞれの指定権者に届け出ることが必要です。

- (1) 神奈川県： 障害福祉課 事業支援グループ 045-210-4732
- (2) 横浜市： 障害企画課
- (3) 川崎市： 障害計画課
- (4) 相模原市： 福祉部障害政策課
- (5) 横須賀市： 指導監査課

■「社会生活支援特別加算」平成30年4月新設

1 加算対象のサービスの種類

- (1) 自立訓練
- (2) 就労移行支援及び就労継続支援 A 型・B 型



2 加算の内容

医療観察法対象者や矯正施設等を退所した者等の社会復帰を促すために、事業所が支援していることを評価するため算定
社会生活支援特別加算 480単位/日
(個人加算・・・対象者個々への加算)

3 加算の条件

- (1) 事業所に、加算対象者の支援に対して適切な支援を行うために、必要な数の生活支援員を配置できること。
- (2) 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士の資格を有する職員が配置され指導体制が整えられている。又は、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士の有資格者を訪問させている。
- (3) 事業所の従業者全員に対して、加算対象者の支援に関する研修を年1回以上行っている。
- (4) 保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、医療観察法に基づく指定医療機関又は精神保健福祉センター等の関係機関との協力体制が整っている。
- (5) 加算は支援等を開始した日から起算して3年以内。：注

4 対象となる事業者

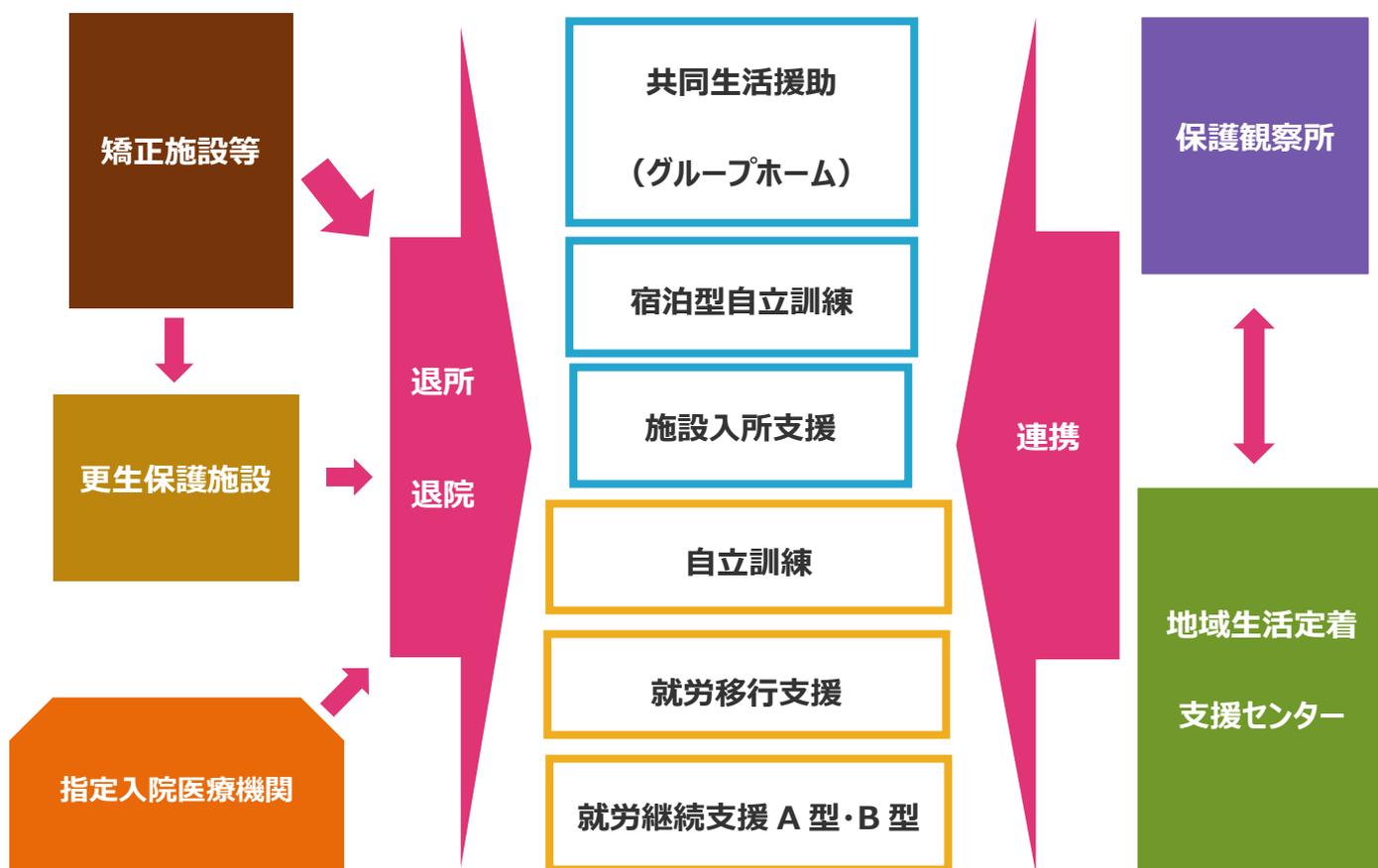
- (1) 自立訓練事業所
- (2) 就労移行支援及び就労継続支援事業所 A 型・B 型

5 申請窓口

- ※ 事業所を所管するそれぞれの指定権者に届け出ることが必要です。
- (1) 神奈川県： 障害福祉課 事業支援グループ 045-210-4732
 - (2) 横浜市： 障害企画課
 - (3) 川崎市： 障害計画課
 - (4) 相模原市： 福祉部障害政策課
 - (5) 横須賀市： 指導監査課

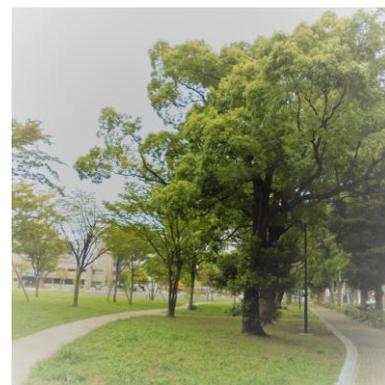
※ 「地域生活移行個別支援特別加算」・「社会生活支援特別加算」の内容・手続きの詳細については指定権者にお問い合わせください。

※ 神奈川県地域生活定着支援センターでは、適宜ケース会議や合同支援会議等を開催し、関係者間で必要な情報を共有しています。
また、矯正施設等や保護観察所との連絡調整や住居の確保等に関して、事業者への協力を行っています。



神奈川県地域生活定着
支援センター
連絡先

事務局
〒221-0844
横浜市神奈川区沢渡4-2
県社会福祉会館3階
電話番号 045-322-6842
ファックス 045-548-6841
2018年10月



刑務所出所者の保護の実施責任について

刑務所出所者の生活保護については、帰住先がある場合は帰住先を管轄する保護の実施機関（自治体）が実施するものと定められています。

地域定着支援センターの調整により帰住先を定めた場合も同様で、相談経過の中で様々な自治体に関わることがありますが、最初に相談にのった自治体等ではなく実際に帰住する先の自治体が保護の実施責任を負うことになります。

なお、生活保護制度の中ではいわゆる「住所地特例」として「入所前の居住地又は現在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負う」と定められている施設がありますが、このような施設に入所する場合であっても、地域定着支援センターの調整を受けて入所する場合については、施設所在地の保護の実施機関が保護の実施責任を負うことになりますので、注意が必要です。

緊急的住居確保・自立支援対策制度(自立準備ホーム)について

頼れる親族等がなく、適当な住居の確保が困難な保護観察対象者及び更生緊急保護対象者について、更生保護施設以外の宿泊場所を供与する法人格を有する事業者（例えば、路上生活者を支援するNPO法人、障害者等のグループホームを運営する社会福祉法人等）に、保護観察所が応急の救護及び補導援護又は更生緊急保護として宿泊場所の供与等を委託するものであり、平成23年度4月1日から施行されています。

主な委託の内容は、①宿泊場所の供与（一定の広さを有し、寝具及び日常生活上不可欠な備品を備え、被保護者の人権に配慮し、かつ安全で保健衛生に適するものであること。）②食事（1日3回味覚豊かな食事の提供。やむを得ない場合は現金支給可。）③入浴（無償で1週間3回以上。入浴設備のない場合は週3回以上の銭湯入浴分を実費支給。）④自立準備支援（自立準備ホームの職員が必ず毎日訪問するなどして被保護者に生活全般に渡る相談等の支援を実施。）

地域生活移行個別支援特別加算について

矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援策として、障害者支援施設、宿泊型自立訓練、グループホーム、ケアホーム（以下、「障害者支援施設等」）の、本体報酬の加算として平成21年4月に設定されました。

障害者支援施設等に入所した、医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を障害者支援施設等が行った場合に加算されます。



〒221-0844 神奈川県横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館3階

電話：045-322-6842 FAX：045-548-6841

E-mail kana-teichaku@kacsw.or.jp

【業務時間】月曜日～金曜日 午前9:00～午後6:00

神奈川県委託事業

神奈川県 地域生活定着 支援センター



【委託運営】

公益社団法人 神奈川県社会福祉士会

「地域生活定着支援センター」とは

刑務所や少年院など矯正施設には福祉的な支援を必要とする高齢者、障害者も入所しています。矯正施設から退所したのち、自立した生活を営むことが困難と認められる人に対して、保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行うことなどにより、地域の中で自立した日常生活、社会生活を営めるようにすることを目的として、地域生活定着支援センターが都道府県に1ヶ所ずつ設置されています。神奈川県においては平成22年12月1日より開設され、(公社)神奈川県社会福祉士会が委託運営を行っています。

地域生活定着支援センターの「支援対象者」とは

保護観察所で「特別調整」の必要があると認められた矯正施設退所予定者が支援対象となります。支援対象者は、退所後に居住する場所の調整や福祉サービス利用手続きなどの支援を受けることができます。「特別調整」の対象者は以下のすべての要件を満たす人です。

- 1 高齢（おおむね65歳以上）又は障害があると認められること
- 2 退所後の住居がないこと
- 3 退所後に福祉サービス等を受けることが必要と認められること
- 4 円滑な社会復帰のために、特別調整の対象とすることが相当であると認められること
- 5 特別調整の対象となることを希望していること
- 6 特別調整の実施のために必要な範囲内で、公共の保健福祉に関する機関等に個人情報を提供することに同意していること

この他に、保護観察所が行う「生活環境調整」のうち、特別調整以外のものである「一般調整」（退所後の帰住予定地はあるが、高齢又は障害があるために福祉支援を必要とする人を対象に行う調整）についても地域生活定着支援センターが調整業務を行うことがあります。

地域生活定着支援センターの「業務内容」

1. コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設退所予定者が必要とする福祉サービスの内容の確認を行い、受入れ先施設等のあっせんや福祉サービス等に係る申請支援を行います。

2. フォローアップ業務

コーディネート業務でのあっせんにより、矯正施設から退所したのち、社会福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行います。

3. 相談支援業務

矯正施設から退所した人の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行います。

4. その他の業務

上記の業務を円滑かつ効果的に実施するため、センターの運営及び個々の利用者の事例に対応して関係機関等からなる会議の開催や保護観察所又は県が主催する会議へ参加をします。

5. 啓発活動

支援に関わる関係者を対象とする研修の開催、保護司、民生委員・児童委員等との連携活動、地域住民への啓発活動、情報発信など必要な業務を行います。

矯正施設を退所した人が地域に帰るまでの流れは次の通りです。

神奈川県内の矯正施設退所者が神奈川県内に帰る場合

横浜保護観察所から特別調整の依頼を受け、神奈川県地域生活定着支援センターが対象者との面接を行い、その結果、対象者が県内への帰住を希望した場合は、神奈川県地域生活定着支援センターが県内の市町村、施設等と協議しながら、適切な居住場所の調整や福祉サービスの利用につなげます。

神奈川県内の矯正施設退所者が他の都道府県に帰る場合

横浜保護観察所より特別調整の依頼を受けた対象者が、神奈川県地域生活定着支援センターが行う対象者との面接の結果、他都道府県へ帰住を希望した場合は、帰住を希望する都道府県の地域生活定着支援センターに調整の依頼を行います。実際の調整業務は帰住希望先の地域生活定着支援センターが行います。

他の都道府県の矯正施設退所者が神奈川県に帰る場合

他の都道府県の地域生活定着支援センターが、当該都道府県の保護観察所から特別調整の依頼を受けて調整を行っている対象者が、神奈川県への帰住を希望した場合は、その都道府県の地域生活定着支援センターから神奈川県地域生活定着支援センターに調整の依頼があります。実際の調整業務は神奈川県地域生活定着支援センターが行います。

帰住後の対象者支援で大切なこと

地域生活定着支援センターは、対象者が地域に帰住したのちも「フォローアップ業務」として、本人、地域の支援を継続します。二度と矯正施設に戻らないためには、地域のネットワークによるあたたかな支援が欠かせません。経済的安定だけでなく、地域に溶け込み生活が楽しめるようになるための支援を、地域の方とともに行っていきます。

A
さん

更生施設を経て アパートで単身生活

40代。IQ相当値50。中学校卒業後、工員、運転手などとして働いていたが、仕事での交通事故が原因で無職となる。統合失調症を発症し、経済的に困窮し、窃盗、詐欺などにより10回以上刑務所への出入りを繰り返してきた。障害者手帳の取得はなく、年金の受給資格もない。住民票は職権削除されていた。

帰住希望地を確認、退所予定日の2か月前に希望地の役所に生活保護の受給について協力を依頼した。また、地域の医療機関の情報を収集し、退所後の通院の体制を整えた。退所後、障害者手帳を入手、更生施設を経て、障害者向けアパートに転居し、日中は更生施設のデイサービスに通っている。

C
さん

ケアホームで 成年後見制度を利用しながら生活

30代。IQ相当値60。10代より非行を繰り返し、児童施設で過ごす。20代より、恐喝、無免許運転等により矯正施設に数回入所。障害者手帳を取得したことはない。退所後、更生保護施設に入所し、その間に療育手帳を取得、障害程度区分認定ののち、ケアホームに入所。就労が難しいことから生活保護を受給している。本人の希望もあり、成年後見制度を利用することになり、市町村長申立てにより、成年後見人が決定した。成年後見人と協力しながらフォローアップを行っている。

B
さん

介護保険施設を 利用しながら生活

70代。IQ相当値35。建設業に従事していたが、60代より仕事がなくなり、窃盗、傷害などで矯正施設に数回入所。身体障害者手帳所持。矯正施設在中に認知症が疑われたため、帰住希望地の役所に相談、入所中に介護保険認定調査を行い、要介護2であることが判明した。退所後、救護施設を経て、8か月後、高齢者施設に入所した。生活保護を受給しながらの生活である。

手話講習会を 開催してみませんか？



事業者の皆様が従業員を対象に開催する手話講習会について、講師の派遣に係る費用を負担しています。ぜひ積極的にご活用ください！

ポイント① 県が講師を派遣！

神奈川県が委託している神奈川県聴覚障害者連盟から講師を派遣します。

ポイント② 県が講師費用を負担！

手話講習会の開催に要する講師謝金は神奈川県が負担します。

ポイント③ ホームページで企業名をPR！

希望により、手話講習会を開催した事業者（企業）名を県のホームページでPRします。

手話講習会を開催する事業者へのお願い

- ・会場の確保
- ・従業員など参加対象者への周知、参加促進
（従業員以外の方も参加可能です）
- ・参加者のとりまとめ

<参加者の声>

ろう者の方との
コミュニケーションの方法を学ぶことが
できました！
（コンビニ・マネージャー）

【問合せ先】

まずはお気軽にご相談、お問い合わせください！
神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課
電話：045-210-4804
FAX：045-210-8859
電子メール：shuwa@pref.kanagawa.jp



神奈川県手話言語の普及推進のホームページ：

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f537527/index.html>

上記ホームページより手話講習会のページ内に申し込み様式等を掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

「神奈川県手話推進計画」について

平成27年4月1日、「ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現」を目指し、神奈川県手話言語条例が施行されました。

この条例の規定により、県は平成28年3月に、「神奈川県手話推進計画」を策定し、民間事業者等に手話講習会の実施を働きかけることとしています。

手話講習会への講師派遣依頼票 (FAX送付先:0466-26-5454)

事業者（企業）名	
所在地	〒
担当者氏名	
担当者電話番号	
F A X 番 号	
メールアドレス	
日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
会 場	(上記所在地と別の場所で行う場合のみ記入)
会 場 所 在 地	(上記所在地と別の場所で行う場合のみ記入) 〒
受 講 者 人 数	
公表の希望	県ホームページ等で企業名等の公表を <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
公表の内容	公表を希望する場合、公表可能な情報をチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 事業者（企業）名 <input type="checkbox"/> 所在地 <input type="checkbox"/> 自社のウェブサイトのURL（県ホームページにリンクを設定しますので、URLをご記入ください） ()
県の手話講習会の取組みを知ったきっかけ	<input type="checkbox"/> 県からの案内 <input type="checkbox"/> 県のホームページ <input type="checkbox"/> 介護情報サービスかながわ <input type="checkbox"/> 障害福祉情報サービスかながわ <input type="checkbox"/> 他機関の広報誌やメルマガ、メール配信等 <input type="checkbox"/> その他 ()

津久井やまゆり園意思決定支援推進事業費補助金交付要綱の概要について

1 事業目的

- 津久井やまゆり園利用者の意思決定支援により地域生活への移行の意思が確認された場合に、地域生活への移行に向けたきめ細やかで質の高い支援を提供する。

2 補助対象者

- (1) 津久井やまゆり園利用者と契約している指定一般相談支援事業者であること。
 - (2) 専従の地域移行支援従事者を1名以上配置していること。
 - (3) 津久井やまゆり園利用者に地域移行支援を提供すること。
 - (4) 地域移行支援を活用した事例を知事に提供すること。
 - (5) 地域移行支援の周知及び広報活動を行うこと。
- ※ 一の指定一般相談支援事業者が2以上の指定一般相談支援事業所において補助事業を行う場合は、それぞれを補助の対象とする。

3 補助対象経費

- 専従の地域移行支援従事者の配置等に要する経費の一部

4 補助金額の算出方法等

- 指定一般相談支援事業所それぞれにつき常勤：月額 262,000 円、常勤以外：月額 166,000 円とする。
- ただし、補助の対象とする期間に1月未満の端数が生じたときは、日割りによって計算する。

5 補助対象期間

- 補助の対象とする期間は、指定一般相談支援事業所それぞれにつき、補助事業の着手の日から起算して通算6月を限度とする。

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
共生社会推進課再生グループ 熊岡
電話 045-210-1111 (内 5034)

津久井やまゆり園利用者等地域生活移行推進事業費補助金交付要綱の概要について

1 事業目的

津久井やまゆり園利用者（平成 28 年 7 月 26 日時点で、津久井やまゆり園に入所していた者（以下「津久井やまゆり園利用者」という。））及び県立障害福祉施設利用者が、グループホームへの移行を希望した場合に、受皿となるグループホームの体制等を整備することを目的とする。

2 補助対象事業及び事業所管課

(1) 障害者グループホーム設置促進事業（共生社会推進課）

ア 補助対象者

津久井やまゆり園利用者（障害者支援施設に現に入所している者に限る。）と共同生活援助の利用契約を締結又は予定しているグループホームを開設及び運営する事業者。

イ 事業内容

グループホームを開設及び運営する事業者が、津久井やまゆり園利用者を入居させるために行う改修工事等の事業。

ウ 補助対象経費

事業実施に必要な工事費、設計管理費、備品等

エ 補助基準額及び補助率

1 グループホームあたり 上限 5,000 千円/年 補助率：10/10

オ 補助要件

- 同一のグループホームにおける同一の津久井やまゆり園利用者を入居させるために 行う改修工事等に要する経費に対する補助は 1 回までとする。
- 津久井やまゆり園利用者が、死亡等以外の理由で事業完了後 2 年以内に退居した場合は、相応額を返還。

(2) 障害者グループホームバックアップ推進事業（共生社会推進課）

ア 補助対象者

津久井やまゆり園利用者が入居しているグループホームをバックアップする事業者。

イ 事業内容

社会福祉法人等が、津久井やまゆり園利用者が入居するグループホームの運営について、バックアップ体制を確保し、世話人等の支援技術の向上を図る等の援助体制を確保し、入居者の生活水準を高めるために、グループホームの運営の安定及び質の向上を図るために必要な経費を補助する事業。

ウ 補助対象経費

事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、役務費、需用費、その他の事務執行に要する費用

エ 補助基準額及び補助率

- 法人 1 箇所あたり 上限 500 千円/年 補助率：10/10
- 事業が 1 年に満たない場合は、補助基準額を 12 で除して得た額に事業月数（1 月未満の端数が生じた時は、1 月とする）を乗じて得た額とする。

オ 補助要件

- バックアップを行う法人が、グループホームを運営する法人と同一の場合は、補助対象としない。
- 実施期間は、12月以内とする。

(3) 障害者グループホーム生活支援員加配事業（共生社会推進課）

(4) 県立障害福祉施設利用者移行促進事業（障害福祉課）

ア 補助対象者

津久井やまゆり園利用者及び県立障害福祉施設利用者と共同生活援助の利用契約を予定しているグループホーム、又は契約をしているグループホームを運営（開設）する事業者。

イ 事業内容

グループホームを運営する事業者が、津久井やまゆり園利用者及び県立障害福祉施設利用者を支援するために基準を超えて配置した職員の雇用等に必要な経費を補助する事業。

ウ 補助対象経費

事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、役務費、需用費、その他の事務執行に要する費用

エ 補助基準額及び補助率

- 津久井やまゆり園利用者、県立障害福祉施設利用者
一人当たり上限 常勤：1,674千円／年 常勤以外：1,155千円／年
補助率：10/10
- 補助対象期間が1月未満の場合は、日割りとする。

オ 補助要件

障害者グループホーム生活支援員加配事業	県立障害福祉施設利用者移行促進事業
<ul style="list-style-type: none">・共同生活援助サービス費（Ⅰ）又は、外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ）若しくは日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ）のいずれかを算定していること。・個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例を含む。・職員を69.5時間／月以上、配置すること。	<ul style="list-style-type: none">・夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定していること。

※ 他の補助金で採択された事業は、原則として対象から除く。

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
共生社会推進課再生グループ 熊岡
電話 045-210-1111（内 5034）
障害福祉課施設指導グループ 佐藤
電話 045-210-1111（内線4724）

共社第13号
平成30年8月30日

関係市町村障害福祉主管課長 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部共生社会推進課長
(公 印 省 略)

津久井やまゆり園利用者の意思決定支援における体験等への協力について
(依頼)

日頃より障害福祉施策の推進に御理解・御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では平成29年10月に津久井やまゆり園再生基本構想を策定し、「障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドラインについて」（障発0331第15号平成29年3月31日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下「ガイドライン」という。）を参考に、関係市町村の協力を得て津久井やまゆり園利用者の意思決定支援に取り組んでいます

利用者の体験等の促進に向け、本年7月26日「津久井やまゆり園利用者の意思決定支援を考慮した支給決定等について」を別添のとおり発出いたしました。

については、関係市町村におかれましては、別添の内容についてご了知の上、貴管内事業者、関係団体等に対し、津久井やまゆり園利用者の意思決定支援における体験等への協力の呼びかけにつきまして、特段のご配慮をくださいますようお願いいたします。

問合せ先
再生グループ 熊岡、関田、鈴木、後藤
電話 045-285-0738(直通)

共社第 10 号
平成 30 年 7 月 26 日

関係市町村障害福祉主管課長 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部共生社会推進課長
(公 印 省 略)

津久井やまゆり園利用者の意思決定支援を考慮した支給決定等について (依頼)

日頃より障害福祉施策の推進に御理解・御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では平成 29 年 10 月に津久井やまゆり園再生基本構想を策定し、「障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドラインについて」(障発 0331 第 15 号平成 29 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(以下「ガイドライン」という。)を参考に、関係市町村の協力を得て津久井やまゆり園利用者の意思決定支援に取り組んでいます。

ガイドラインでは、「意思決定支援によって確認又は推定された本人の意思や、本人の最善の利益と判断された内容を反映したサービス等利用計画や個別支援計画(意思決定支援計画)を作成し、本人の意思決定支援に基づくサービスの提供を行うことが重要である。」、特に「体験を通じて本人が選択できたり、体験中の様子から本人の意思の推定が可能となったりするような場合は、そのようなアセスメント方法を意思決定支援計画の中に位置付けることも必要である。」と規定されています。

また、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)では、第 23 条第 1 項において、「国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。」と規定されています。

つきましては、「介護給付費等の支給決定等について」(障発第 0323002 号平成 19 年 3 月 23 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第四の 1 の (1) ④において、「当該障害者等が受けようとするサービスの内容、利用目的等、具体的にどのような利用の意向があるのかを勘案して介護給付費等の支給決定を行う。その際、社会参加の意欲を含め、本人がどのような生活をしていきたいのかを十分考慮する必要がある。」、また、同第四の 4 の (1) において、「原則として、併給できないサービスの組み合わせは特定せず、報酬が重複しない利用形態であるならば、障害者等の自立を効果的に支援する観点から、市町村が支給決定時にその必要性について適切に判断し、特に必要と認める場合は併給を妨げないものとする。」と規定されていることから、関係市町村におかれましては、津久井やまゆり園利用者の意思決定支援における体験等の重要性を御理解いただき、支給決定等にご配慮いただきますようお願いいたします。

問合せ先

再生グループ 熊岡、関田、鈴木、後藤
電話 045-285-0738(直通)

障害者支援施設の 名称を募集します

津久井やまゆり園の再生に向けて

平成28年7月、県立の障害者支援施設

である津久井やまゆり園において、

大変痛ましい事件が発生しました。

県はこの津久井やまゆり園の再生に向けて、

元の相模原市緑区千木良に加え、利用者

の仮居住先となっている横浜港南区

芹が谷に新たに施設の整備を行います。

このうち、芹が谷の施設について、

長く親しまれるものとするために、

広く県民の皆様から、名称を募集します。

たくさんのご応募をお待ちしています。



■ 対象 / 県内在住・在学・在勤の個人

■ 応募期間 / 平成31年3月19日火曜日から5月10日金曜日まで(必着)

■ 応募方法 / ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/cnt/f537189/index.html>

郵送・ファクシミリ 裏面の応募用紙に必要事項をご記入の上、次の宛先まで送付してください。



■ 郵送先 / 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 共生社会推進課
■ ファクシミリの送付先 / 045-210-8854

芹が谷の新施設の方向性 (コンセプト)

- ① 施設内外において地域との交流が自然に生まれる施設
- ② 家庭的で明るい生活空間で、利用者が安心して安全に生活できる施設

津久井やまゆり園再生基本構想は、こちらをご覧ください
<http://www.pref.kanagawa.jp/prs/p1182895.html>

平成28年7月26日、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において、大変痛ましい事件が発生しました。このような事件が二度と繰り返されないよう、私たちはこの悲しみを力に、断固とした決意をもって、

ともに生きる社会の実現をめざし、ここに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めます。

ともに生きる社会かながわ憲章

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

平成28年10月14日 神奈川県



■ 共生社会推進課 宛て

ふりがな めい しょう 名 称	
り ゆう 理 由	
ふりがな し めい 氏 名	
じゅう しょ 住 所	
でん わばんごう 電話番号	
い-め-る あどれす E-mailアドレス	
がっこう めい きん む さき 学校名または勤務先	
ねん れい 年 齢	

ちゅうい じ こう
注意事項

- おうぼ よう ひよう おうぼ しゃ ふ たん
(1) 応募に要する費用は、すべて応募者の負担とします。
- おうぼ さくひん へんきゃく
(2) 応募作品は返却しません。
- ひとり なんてん おうぼ かのう
(3) 一人何点でも応募可能とします。
- おうぼ さくひん だいさんしゃ けんりとう しんがい かぎ じこう いほん ほんめい ぼあい
(4) 応募作品は、第三者の権利等を侵害しないものに限ります。なお、この事項に違反していることが判明した場合は、
しんさ けつかはつひょうご さいよう と け ぼあい
審査結果発表後であっても採用を取り消す場合があります。
- おうぼ さくひん ちよさく けん し しょうけんとう けんり かな がわけん きぞく かな がわけん
(5) 応募作品の著作権、使用権等すべての権利は神奈川県に帰属し、神奈川県が、
いちぶ しゅうせい ほんあん どうい
一部修正・翻案をすることに同意したものとみなします。
- おうぼ あ ていきよう こじんじょうほう ほんぎょうむ じむ いがい もくてき しょう
(6) 応募に当たり、ご提供いただいた個人情報、本業務の事務以外の目的で使用しません。
- こ べつ せんこう けつか といあわ たいおう りょうしょう
(7) 個別の選考結果のお問合せには、対応できませんので、ご了承ください。
- おうぼ ちゅうい じこう かん じこう どうい
(8) 応募をもって、この注意事項に関するすべての事項に同意したものとみなします。



行動制限の廃止に向けた 取り組みについて

IKUO 社会福祉法人 育桜福祉会

桜の風

施設長・さくら所長 佐野 良

お話しさせていただく立場の確認

- ①川崎市にある社会福祉法人の職員の立場です。
- ②行政として皆さんにお願いする立場ではなく、結構苦勞もありますが、皆さんと一緒に悩みながら頑張っていこうという支援現場の人間です。
- ③制度上の約束事の説明...
きちんと出来ている者としての模範...
ではなく、「これからは考えていかないといけませんね」という共有のお話です。

もくじ

1. 自己紹介
2. そもそも...の話
3. その時、現場では...
4. 目による施錠？
5. ないわけではない、身体拘束（記録の視点）
6. よく見るとソフトな身体拘束
7. まとめ

自己紹介と事業所紹介

自己紹介・事業所紹介

- 川崎市の指定管理施設「川崎市井田重度障害者等生活施設」
(桜の風) 平成25年4月1日開所
- 3障害（知的障害、身体障害、精神障害）への対応
- 2法人 「育桜福祉会」 「川崎聖風福祉会」
による共同事業体（JV）での運営

92床	施設入所支援	生活介護	宿泊型自立訓練	生活訓練	自立訓練機能訓練	短期入所	ミドルステイ空床型短期	自立生活体験市単事業
さくら (知/身)	50	44			6	15	若干名	
もみの木 (精)			20	20		5		2

自己紹介・事業所紹介

- 地域生活移行への取り組みを行う通過型の施設
- 施設入所支援における地域移行・退所者 34名
- 利用者の状況

施設入所支援 (知的/身体)	平均 年齢	区分	知的 男性 AB	身体 男性 C	知/身 女性 DE	強度行 動障害 男性 F	短期入所	ミドルステイ
さくら (知/身)	43.5	5.5	16名	11名	15名	7+1名	14+1名	若干名

- 現在 自立訓練（機能訓練）は休止
- 川崎市指定管理施設のため、川崎市の方を対象に事業を実施
- 児童入所施設等の年齢超過者の受け入れを一定数行っているために平均年齢が低め
- 重度障害加算Ⅱ対象者（行動関連項目10点以上該当者） 23名

そもそも...の話

そもそも...の話

- 身体拘束適正化の取り組み
- 自由な行動の制限廃止

これらの話は障害者虐待防止法に基づく

「**身体的虐待**」に該当する話であり、やむを得ない身体拘束をどのように「適正に行うか」という話ではないです。

「**しない**で済む」ためにどのような支援が必要か、を考えるべきであり、「支援スキルの向上」が現場のテーマ

3要件 切迫性

✓ 切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高い

身体拘束を行うことにより、本人の日常生活等と与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高い

3要件 非代替性

✓ 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない
まず身体拘束を行わず支援するすべての方法の可能性を検討する
他に代替手段が存在しないことを複数職員で確認する必要がある
拘束の方法は状態像に応じて最も制限の少ない方法を選択する

3要件 一時性

✓ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的である

本人の状態像に応じて必要とされる**最も短い拘束時間**を想定する

その時、現場では...

その時、現場では... 追い込まれた職員の心境

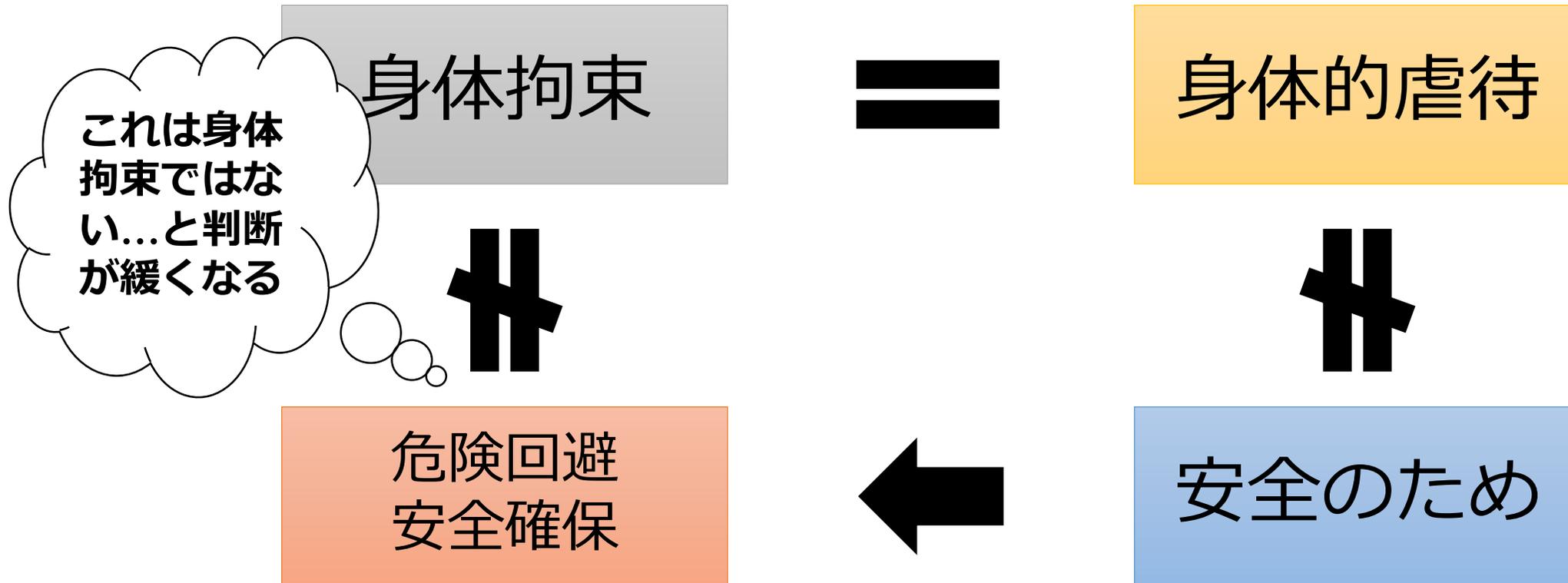
- 切迫性、非代替性という話が出ている時点で、現場ではすでに**相当困っている状況**があります。
- （身体拘束の対象となる）ご本人の怪我、支援員の骨折や咬傷、物の破損など、**必死に支援しているにもかかわらず**どうにもならない状況で、「今日」をどう乗り切るか、必死です。
- そのような状況で緊張した現場にいると、時に冷静に判断できなくなるものです。
- 「この状況をどうにかしなくては...」「行動を抑えるしかない」と**追い込まれます**。（しかし、この判断は残念ながら冷静な判断とは言えない）

その時、現場では... 虐待しているわけではない

- 「身体拘束」という言葉のインパクトは強いですが、自分たちのやっていること（やろうとしていること）が、身体拘束と表現されることは「まるで意図的に虐待しているみたい」に聞こえます。
- 「意図的に虐待している」わけではなく、「本人の**安全のために必死で...**」支援しているにもかかわらず...
- ですので、言い方を変えた表現に自然となります。

例： 行動を抑える、ホールド、止める
危険の回避、安全の確保など

見えなくなる理屈（図式）



判断はチーム（組織）で...

- 切迫性、非代替性の検討や判断は組織でされる必要があります。
- 現場の職員たちの心境は「支援がうまくいっていない」という感覚があると思います。言い出しにくいことですし、組織で話し合う場合、『まるでうまくいっていないことを責められているような感じ』がしてしまうものです。
- 責めているわけではない、虐待だと断じているわけではない、チームで今の状況をしっかりと共有して知恵を出し合うための話し合いの場が重要

...虐待防止委員会の設置

目による施錠

一瞬でいなくなるSさん

- 桜の風に来る前、Sさんの靴には鈴がついていました
- 素早く動く方なので、動くたびに「チリチリ！」と音がなり、それで居場所がわかるという説明をされました
- 夜間、居室は施錠されていました

桜の風に来たその日

施錠と鈴はやめました

- やはり、一瞬の間にいなくなっていました
- 近所のコンビニエンスストアで缶コーヒーを一気飲み
- 近所の公園でブランコ
- 近所のファミリーレストランのドリンクバーでコーヒーを一気飲み
- 近所のスーパーでパックのコーヒーを一気飲み

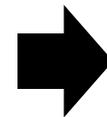
出ていかないようにすることが支援？

- 一瞬たりとも目が離せない人
- 無断外出を繰り返す人
- 無銭飲食を繰り返す人

常に見守りが必要な人

無断外出・無銭飲食をしないようにする支援が必要な人

それでもいなくなってしまう...



見守りの強化

コーヒーが飲みたいという思いは明確

1日のおわりに缶コーヒー

- 日中活動が終わり、夕食の後一日を締めくくるとる缶コーヒーを飲むことを余暇時間として取り組みました
- 施設内にある自動販売機ではじめは職員が付き添い、次第に一人でできるように支援をしました

週のおわりに缶コーヒー

- 目が離せない人なのだろうか...
- この取り組みは入所施設ならでは...
- 常に見守りが必要で、一瞬で無断外出してしまう人が地域生活をどう目指すのか...GHは受けてくれない
- たまに外の自動販売機まで行って、コーヒーを買って帰ってくる人...であれば、地域生活を少し豊かにするスキル

ないわけではない、身体拘束
(記録の視点)

身体拘束適正化支援計画

- 常時、自傷が多発し、歯脱臼、歯牙破折、裂傷、骨折が繰り返される
- 目が覚めた瞬間、床に頭を打ち付ける
- 人の関与の有無にかかわらない頻度
- 自傷や転倒が原因の大きいが、入院
- 短期入所（ミドル利用）

身体拘束適正化支援計画

利用者氏名	様	サービス管理責任者 (虐待防止マネジャー)	
身体拘束を必要と認める理由		平成 30 年 12 月 29 日 時点	
状態像	常時、こぶしで激しく自分の頭部・顔面を叩く、壁や床・地面に手の甲を打ち付ける、頭部を壁や床・地面等に打ち付ける自傷行為が見られる。		
切迫性	力の強さから、裂傷、骨折、歯牙破折、歯脱臼など大きな怪我につながる可能性が高く、身体の安全の確保が困難。		
一時性	生活場面に応じて、本人の自立的な行動の抑制を最小限にするために複数の方法の身体拘束を使い分けず。また、その方法については定期的に見直しをします。		
非代替性	生活のあらゆる場面で上記状態像が見られ、朝起きてすぐに床に頭を強く打ち付ける等の様子がこれまでに確認されているなど、常時自傷行為の発現する状態であり、現時点で自傷頻度を減少させるための有効な支援策がない。		
実施する身体拘束の内容			
場面	内容	見直し日	
就寝場面・夜間	前開きつなぎ服を前後逆に着用、両腕をつなぎ服胴体部分に收容し、つなぎ服の腕部分を背中側で結んで腕全体の動作を抑制する。	平成 31 年 1 月 31 日	
	前開き部分が前にあると、隙間から顔面を殴打する自傷が発現するため、前後逆の着用とする。首元から手首を出しての顔面殴打は防げないこともあるが、動作制限で大きく力が入りにくいいため、経過を見ていくこととする。		
日中場面	顔面および頭部保護用のヘッドギア(頭部・側頭部・顎周り保護)を着用する。	平成 31 年 1 月 31 日	
	こぶしにオープンフィンガーグローブを着用する。 両腕肘の内側に腕の可動域を制限するプロテクターを着用する。 ※自立的な動作可動域をできるだけ確保しつつ、殴打時の衝撃の緩和、衝動的自傷に対する可動域の制限を行う。		
入浴場面	両手首を身体の前でタオルを使用して縛り、入浴対応する職員がタオルを押さえる形で両腕の行動を制限	平成 31 年 1 月 31 日	
自由な移動の制限	入院による全身の筋力低下で、立位保持困難、独歩困難な状態像であり、転倒のリスクがとて高い。一方で「座って過ごす」必要性の意味理解が困難であり、危険回避行動もとれないため、転倒時の怪我が大きくなることが考えられる。 現時点では車いすの座位保持装置を使用し、自由な行動の制限を行う。あわせて、道具の検討、筋力の回復に合わせた方法の検討を随時行うこととする。	平成 31 年 1 月 31 日	

上記内容を確認し、身体の安全のための身体拘束の必要性に同意します。

年 月 日 氏名 印

身体拘束適正化支援計画

身体拘束適正化支援計画

利用者氏名	様	サービス管理責任者 (虐待防止マネジャー)	
身体拘束を必要と認める理由		平成 30 年 12 月 29 日 時点	
状態像	常時、こぶしで激しく自分の頭部・顔面を叩く、壁や床・地面に手の甲を打ち付ける、頭部を壁や床・地面等に打ち付ける自傷行為が見られる。		
切迫性	力の強さから、裂傷、骨折、歯牙破折、歯脱臼など大きな怪我につながる可能性が高く、身体の安全の確保が困難。		
一時性	生活場面に応じて、本人の自立的な行動の抑制を最小限にするために複数の方法の身体拘束を使い分けます。また、その方法については定期的に見直します。		
非代替性	生活のあらゆる場面で上記状態像が見られ、朝起きてすぐに床に頭を強く打ち付ける等の様子がこれまでに確認されているなど、常時自傷行為の発現する状態であり、現時点で自傷頻度を減少させるための有効な支援策がない。		

- 状態像

- 三要件

について状況を記載

協議の中でまとめ、
組織としての状態確認および記録となる

身体拘束適正化支援計画

実施する身体拘束の内容		
場面	内容	見直し日
就寝場面・夜間	前開きつなぎ服を前後逆に着用、両腕をつなぎ服胴体部分に収容し、つなぎ服の腕部分を背中側で結んで腕全体の動作を抑制する。 前開き部分が前にあると、隙間から顔面を殴打する自傷が発現するため、前後逆の着用とする。首元から手首を出しての顔面殴打は防げないこともあるが、動作制限で大きく力が入りにくいいため、経過を見ていくこととする。	平成 31 年 1 月 31 日
日中場面	顔面および頭部保護用のヘッドギア(頭部・側頭部・顎周り保護)を着用する。 こぶしにオープンフィンガーグローブを着用する。 両腕肘の内側に腕の可動域を制限するプロテクターを着用する。 ※自立的な動作可動域をできるだけ確保しつつ、殴打時の衝撃の緩和、衝動的自傷に対する可動域の制限を行う。	平成 31 年 1 月 31 日
入浴場面	両手首を身体の前でタオルを使用して縛り、入浴対応する職員がタオルを押さえる形で両腕の行動を制限	平成 31 年 1 月 31 日
自由な移動の制限	入院による全身の筋力低下で、立位保持困難、独歩困難な状態像であり、転倒のリスクがとても高い。一方で「座って過ごす」必要性の意味理解が困難であり、危険回避行動もとれないため、転倒時の怪我が大きくなることが考えられる。 現時点では車いすの座位保持装置を使用し、自由な行動の制限を行う。あわせて、道具の検討、筋力の回復に合わせた方法の検討を随時行うこととする。	平成 31 年 1 月 31 日

- 場面ごとに内容を区別し、より制限しないで済む内容を検討
- 見直し日を明確にし、一時性を担保

実施記録

拘束した状況を都度記録

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き
平成30年6月 厚生労働省 抜粋

必要な事項等

その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を...

- 拘束中の本人の様子
- 時間
- 拘束後の本人の様子の変化

よく見るとソフトな身体拘束

ソフトな身体拘束

- 単独歩行だとバランスを崩しやすく、付き添いが必要な方
- 普段は車いす利用
- ところが自分で立ち上がろうとする
- 職員は「〇〇さん、危ないですよ！」と声をかける
- 「危ないから座っていきましょうね」

車いすの座位保持装置（体幹安定のためのベルトやY字型拘束帯）も使う目的により、身体拘束

実は、こういうことが現場のあちこちに見られます。
これは、自由な行動を制限していることになる

なにが身体拘束...

「身体拘束ゼロへの手引き」
平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」

身体拘束禁止の対象となる具体的行為

(介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為)

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ② 転倒しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き
平成30年6月 厚生労働省 抜粋

なにが身体拘束...

「身体拘束ゼロへの手引き」
平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」

- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き
平成30年6月 厚生労働省 抜粋

なにが身体拘束...

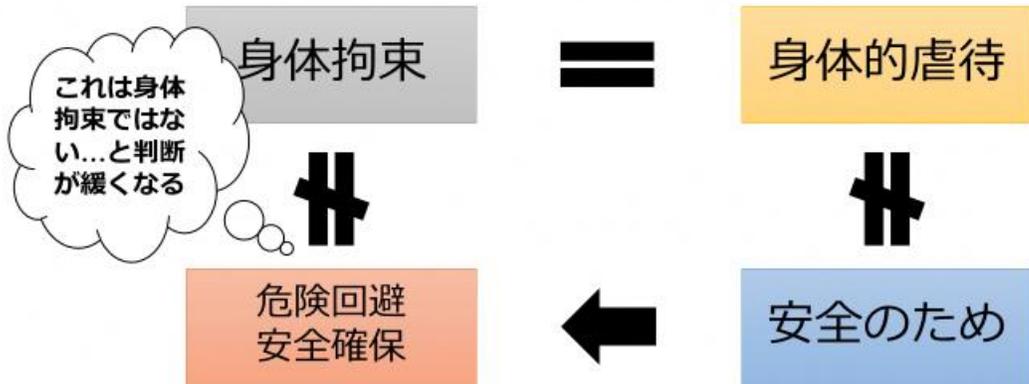
「身体拘束ゼロへの手引き」
平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」

- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き
平成30年6月 厚生労働省 抜粋

まとめ 求められていること

見えなくなる理屈（図式）



- この図式から抜け出し、身体拘束があるかもしれないという前提から話を始める必要がある
- 職員の心境に配慮し、一緒に考えていくスタンスを表明する
- 減算になるから...ではない理由で取り組みを進める
- 話し合える場（虐待防止委員会など）の創出